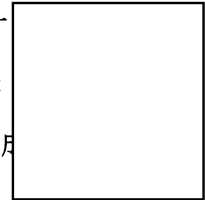


近大原研発第1264号
令和3年1月29日

原子力規制委員会 殿

大阪府東大阪市小若江3丁
学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成



近畿大学原子力研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年9月28日付け、近大原研発第809号をもって変更認可申請しました、近畿大学原子力研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

近畿大学原子力研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書の本文及び別紙を以下のとおり補正する。

- ・申請書の本文のうち、「2. 変更の理由」、「3. 施行期日」を添付1のとおり変更する。
- ・申請書の別紙「近畿大学原子力研究所 原子炉施設保安規定変更比較表」を添付2のとおり変更する。

以上

2. 変更の理由

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから、原子炉施設保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため。

- (2) 眼の水晶体の等価線量限度の見直しに伴う変更

眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を改正する告示（令和2年原子力規制委員会告示第七号）が令和3年4月1日から施行されることに伴い、原子炉施設保安規定の条文の変更を行うため。

- (3) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い条文を変更する。

3. 施行期日

この規定は原子力規制委員会の認可を受けた後、理事長が別に定める日から施行する。ただし、第53条第1項第2号の眼の水晶体の等価線量限度に関する変更については、令和3年4月1日より施行する。

添付2

変更認可申請書のうち
「別紙」の補正

別紙

近畿大学原子力研究所
原子炉施設 保安規定
変更比較表

令和3年1月

近畿大学 原子力研究所

白塗りの箇所は機密情報のため公開できません。

変更前	変更後	変更の理由
<p data-bbox="353 424 846 523">近畿大学原子力研究所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="454 919 674 954"><u>平成31</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="405 1062 728 1098">近畿大学原子力研究所</p>	<p data-bbox="1205 424 1697 523">近畿大学原子力研究所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1305 919 1525 954"><u>令和</u>年__月</p> <p data-bbox="1256 1062 1579 1098">近畿大学原子力研究所</p>	<p data-bbox="1854 911 2000 938">記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更の理由
【目次】	【目次】	
第1章 総則 1 第1条 目的 1 第1条の2 基本方針 1 第2条 適用範囲 1 第3条 試験運転、訓練運転及び教育運転の定義 1 第4条 原子炉施設の定義 2	第1章 総則 1 第1条 目的 1 第1条の2 基本方針 1 第2条 適用範囲 1 第3条 試験運転、訓練運転及び教育運転の定義 1 第4条 原子炉施設の定義 2	
第2章 組織及び職務 3 第1節 組織及び職務 3 第5条 組織 3 第6条 職務 3 第2節 原子力研究所利用・管理委員会 4 第7条 原子力研究所利用・管理委員会 4 第3節 原子炉施設安全委員会 4 第8条 原子炉施設安全委員会 4 第4節 原子炉主任技術者 5 第9条 原子炉主任技術者及び代行者の選任 5 第10条 原子炉主任技術者の職務等 5 第5節 <u>品質保証</u> 責任者 5 第11条 <u>品質保証</u> 責任者 5 第6節 品質監査委員会 6 第12条 品質監査委員会 6 第7節 定期評価委員会 6 第13条 定期評価委員会 6	第2章 組織及び職務 3 第1節 組織及び職務 3 第5条 組織 3 第6条 職務 3 第2節 原子力研究所利用・管理委員会 4 第7条 原子力研究所利用・管理委員会 4 第3節 原子炉施設安全委員会 4 第8条 原子炉施設安全委員会 4 第4節 原子炉主任技術者 5 第9条 原子炉主任技術者及び代行者の選任 5 第10条 原子炉主任技術者の職務等 5 第5節 <u>管理</u> 責任者等 5 第11条 <u>管理</u> 責任者等 5 第6節 品質監査委員会 6 第12条 品質監査委員会 6 第7節 定期評価委員会 6 第13条 定期評価委員会 6	記載の適正化（本文及び図表の変更に合わせた記載の変更） 以下、目次において同じ
第3章 運転管理 7 第1節 通則 7 第14条 運転上の遵守事項 7 第15条 運転計画及び運転許可 7	第3章 運転管理 7 第1節 通則 7 第14条 運転上の遵守事項 7 第15条 運転計画及び運転許可 7	

変更前	変更後	変更の理由
第16条 運転者 8	第16条 運転者 8	
第17条 巡視点検 9	第17条 巡視点検 9	
第18条 起動前、停止後の措置 9	第18条 起動前、停止後の措置 9	
第2節 原子炉運転上の制限 9	第2節 原子炉運転上の制限 9	
第19条 原子炉の核的制限値 9	第19条 原子炉の核的制限値 9	
第20条 原子炉の熱的制限値等 10	第20条 原子炉の熱的制限値等 10	
第3節 原子炉運転上の条件 10	第3節 原子炉運転上の条件 10	
第21条 実験物又は照射試料の反応度 10	第21条 実験物又は照射試料の反応度 10	
第22条 制御棒の停止余裕 10	第22条 制御棒の停止余裕 10	
第22条の2 独立中性子吸収体 10	第22条の2 独立中性子吸収体 10	
第23条 制御棒のスクラム時間 10	第23条 制御棒のスクラム時間 10	
第24条 スクラム系列 10	第24条 スクラム系列 10	
第25条 警報設備 11	第25条 警報設備 11	
第26条 削除 11	第26条 削除 11	
第4節 異常時の措置 11	第4節 異常時の措置 11	
第27条 異常時の措置 11	第27条 異常時の措置 11	
第28条 原子炉計画外停止後の再起動 12	第28条 原子炉計画外停止後の再起動 12	
第29条 地震発生時の措置 12	第29条 地震発生時の措置 12	
第29条の2 自然災害発生時の措置 12	第29条の2 自然災害発生時の措置 12	
第29条の3 人為事象発生時の措置 12	第29条の3 人為事象発生時の措置 12	
第5節 火災防護 12	第5節 火災防護 12	
第29条の4 火災の発生防止対策 13	第29条の4 火災の発生防止対策 13	
第29条の5 火災発生時の措置 13	第29条の5 火災発生時の措置 13	
第29条の6 火災影響拡大の防止 13	第29条の6 火災影響拡大の防止 13	
第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転 14	第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転 14	
第1節 試験運転 14	第1節 試験運転 14	
第30条 試験運転計画 14	第30条 試験運転計画 14	
第31条 試験運転の運転管理 14	第31条 試験運転の運転管理 14	
第2節 訓練運転 14	第2節 訓練運転 14	
第32条 訓練運転計画 14	第32条 訓練運転計画 14	

変更前	変更後	変更の理由
第33条 訓練運転の運転管理 14	第33条 訓練運転の運転管理 14	
第34条 訓練運転の指導 14	第34条 訓練運転の指導 14	
第3節 教育運転 15	第3節 教育運転 15	
第34条の2 教育運転計画 15	第34条の2 教育運転計画 15	
第34条の3 教育運転の運転管理 15	第34条の3 教育運転の運転管理 15	
第34条の4 教育運転の指導 15	第34条の4 教育運転の指導 15	
第5章 核燃料管理 16	第5章 核燃料管理 16	
第35条 <u>管理区域外における</u> 核燃料物質の運搬 16	第35条 核燃料物質の運搬 16	
第36条 核燃料物質の貯蔵 16	第36条 核燃料物質の貯蔵 16	
第37条 実験用核燃料の使用 17	第37条 実験用核燃料の使用 17	
第38条 原子炉燃料体の変更 17	第38条 原子炉燃料体の変更 17	
第39条 原子炉燃料体の取扱い 18	第39条 原子炉燃料体の取扱い 18	
第40条 燃料板又は原子炉燃料体の受払い <u>18</u>	第40条 燃料板又は原子炉燃料体の受払い <u>19</u>	
第6章 放射性廃棄物管理 20	第6章 放射性廃棄物管理 20	
第41条 固体廃棄物の管理 20	第41条 固体廃棄物の管理 20	
<u>(記載なし)</u>	<u>第41条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>21</u>	
第42条 液体廃棄物の管理 <u>20</u>	第42条 液体廃棄物の管理 <u>21</u>	
第43条 気体廃棄物の管理 <u>20</u>	第43条 気体廃棄物の管理 <u>22</u>	
第43条の2 気象観測 <u>21</u>	第43条の2 気象観測 <u>22</u>	
第7章 放射線管理 <u>22</u>	第7章 放射線管理 <u>23</u>	
第1節 管理区域等の設定 <u>22</u>	第1節 管理区域等の設定 <u>23</u>	
第44条 管理区域の設定及び解除 <u>22</u>	第44条 管理区域の設定及び解除 <u>23</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第44条の2 管理区域における区域区分</u> <u>23</u>	
第45条 保全区域の設定 <u>22</u>	第45条 保全区域の設定 <u>23</u>	
第46条 周辺監視区域の設定 <u>22</u>	第46条 周辺監視区域の設定 <u>24</u>	
第47条 管理区域等の標識等 <u>22</u>	第47条 管理区域等の標識等 <u>24</u>	
第2節 放射線業務従事者等及び管理区域の出入管理 <u>23</u>	第2節 放射線業務従事者等及び管理区域の出入管理 <u>24</u>	
第48条 放射線業務従事者と一時立入者 <u>23</u>	第48条 放射線業務従事者と一時立入者 <u>24</u>	

変更前	変更後	変更の理由
第49条 管理区域の出入管理 <u>23</u>	第49条 管理区域の出入管理 <u>24</u>	
第50条 汚染の除去 <u>23</u>	第50条 汚染の除去 <u>25</u>	
第51条 管理区域内における特別措置 <u>23</u>	第51条 管理区域内における特別措置 <u>25</u>	
第3節 被ばく管理 <u>24</u>	第3節 被ばく管理 <u>25</u>	
第52条 個人被ばく線量等の測定・算定 <u>24</u>	第52条 個人被ばく線量等の測定・算定 <u>25</u>	
第52条の2 緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく管理等 <u>25</u>	第52条の2 緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく管理等 <u>27</u>	
第53条 個人被ばく線量の管理 <u>27</u>	第53条 個人被ばく線量の管理 <u>28</u>	
第54条 記録の保管等 <u>28</u>	第54条 記録の保管等 <u>29</u>	
第4節 作業管理 <u>28</u>	第4節 作業管理 <u>29</u>	
第55条 放射線防護に関する確認 <u>28</u>	第55条 放射線防護に関する確認 <u>29</u>	
第5節 線量率等の測定及び管理 <u>28</u>	第5節 線量率等の測定及び管理 <u>30</u>	
第56条 線量率等の測定及び管理 <u>28</u>	第56条 線量率等の測定及び管理 <u>30</u>	
第57条 測定により異常を認めた場合の措置 <u>28</u>	第57条 測定により異常を認めた場合の措置 <u>30</u>	
第58条 周辺監視区域外における環境放射能等の測定 <u>29</u>	第58条 周辺監視区域外における環境放射能等の測定 <u>30</u>	
第6節 放射線測定器等の管理 <u>29</u>	第6節 放射線測定器等の管理 <u>30</u>	
第59条 放射線管理設備の管理 <u>29</u>	第59条 放射線管理設備の管理 <u>30</u>	
第60条 防護具類等の管理 <u>29</u>	第60条 防護具類等の管理 <u>31</u>	
第7節 放射性物質等の移動 <u>29</u>	第7節 放射性物質等の移動 <u>31</u>	
第61条 管理区域外への物品の移動 <u>29</u>	第61条 管理区域外等への物品の移動 <u>31</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の2 事業所外への運搬</u> <u>31</u>	
第8章 原子炉施設の検査、修理、改造等 <u>30</u>	第8章 原子炉施設の検査、修理、改造等 <u>32</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第1節 施設管理実施計画等</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の3 施設管理目標の策定</u> <u>32</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の4 施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定</u> <u>32</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の5 施設管理実施計画等</u> <u>32</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の6 保全活動の実施</u> <u>32</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>第61条の7 保全活動の有効性評価及び改善</u> <u>33</u>	
第1節 <u>施設</u> 定期 <u>自主</u> 検査等 <u>30</u>	第2節 定期 <u>事業者</u> 検査等 <u>33</u>	

変更前	変更後	変更の理由
第62条 <u>施設定期自主検査</u> 3.0	第62条 定期 <u>事業者</u> 検査 3.3	
第63条 <u>施設定期自主検査の実施計画</u> 3.0	第63条 <u>削除</u> 3.3	
第64条 <u>施設臨時自主検査</u> 3.0	第64条 <u>削除</u> 3.3	
第2節 修理、改造等 3.1	第3節 修理、改造等 3.3	
第65条 原子炉施設の改造等 3.1	第65条 原子炉施設の改造等 3.3	
<u>(記載なし)</u>	<u>第65条の2 使用前事業者検査</u> 3.4	
第66条 修理等 3.1	第66条 修理等 3.4	
第67条 修理後の措置 3.1	第67条 修理後の措置 3.4	
第9章 原子炉施設の利用 3.2	第9章 原子炉施設の利用 3.5	
<u>第1節 利 用</u> 3.2	<u>(削る)</u>	
第68条 利用の範囲 3.2	第68条 利用の範囲 3.5	
第69条 利用の許可 3.2	第69条 利用の許可 3.5	
第70条 許可の基準 3.2	第70条 許可の基準 3.5	
第71条 利用の中止 3.2	第71条 利用の中止 3.5	
第10章 非常事態における措置 3.4	第10章 非常事態における措置 3.7	
第1節 通 則 3.4	第1節 通 則 3.7	
第72条 非常事態 3.4	第72条 非常事態 3.7	
第73条 非常事態対策組織 3.4	第73条 非常事態対策組織 3.7	
第74条 事前の措置 3.4	第74条 事前の措置 3.7	
第2節 初期活動 3.5	第2節 初期活動 3.8	
第75条 初期通報 3.5	第75条 初期通報 3.8	
第76条 応急措置 3.5	第76条 応急措置 3.8	
第3節 非常事態における活動 3.5	第3節 非常事態における活動 3.8	
第77条 対策本部の設置 3.5	第77条 対策本部の設置 3.8	
第78条 対策本部の設置の周知 3.5	第78条 対策本部の設置の周知 3.8	
第79条 関係機関への通報 3.5	第79条 関係機関への通報 3.8	
第80条 本部長の活動 3.5	第80条 本部長の活動 3.8	
第81条 非常事態の解除 3.6	第81条 非常事態の解除 3.9	
<u>(記載なし)</u>	<u>第4節 緊急時における活動</u> 3.9	

変更前	変更後	変更の理由
(記載なし)	<u>第 8 1 条の 2 緊急事態</u> 3 9	
(記載なし)	<u>第 8 1 条の 3 関係機関等への通報</u> 3 9	
(記載なし)	<u>第 8 1 条の 4 緊急事態の解除</u> 3 9	
第 1 1 章 保安教育 3 7	第 1 1 章 保安教育 4 0	
第 8 2 条 <u>保安教育計画の策定</u> 3 7	第 8 2 条 <u>削除</u> 4 0	
第 8 3 条 <u>放射線業務従事者の保安教育</u> 3 7	第 8 3 条 <u>所員への保安教育</u> 4 0	
第 8 3 条の 2 緊急作業に従事する要員に対する保安教育 ... 3 7	第 8 3 条の 2 緊急作業に従事する要員に対する保安教育 ... 4 0	
第 8 4 条 <u>一時立入者の保安教育</u> 3 7	第 8 4 条 <u>削除</u> 4 0	
第 8 5 条 <u>警備員の保安教育</u> 3 8	第 8 5 条 <u>削除</u> 4 0	
第 8 5 条の 2 その他の従業者の保安教育 3 8	第 8 5 条の 2 その他の従業者の保安教育 4 0	
第 8 6 条 非常事態教育訓練 3 8	第 8 6 条 非常事態教育訓練 4 0	
第 1 2 章 健康管理 3 9	第 1 2 章 健康管理 4 2	
第 8 7 条 健康診断 3 9	第 8 7 条 健康診断 4 2	
第 8 8 条 就業上の措置等 3 9	第 8 8 条 就業上の措置等 4 2	
第 8 9 条 人の障害発生時の措置 3 9	第 8 9 条 人の障害発生時の措置 4 2	
第 1 3 章 品質 <u>保証</u> 4 0	第 1 3 章 品質 <u>マネジメント計画</u> 4 3	
第 9 0 条 <u>品質保証活動における所長の職務</u> 4 0	第 9 0 条 <u>品質マネジメント計画</u> 4 3	
<u>第 9 1 条 品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善</u> 4 0	<u>第 9 1 条 削除</u> 6 7	
<u>第 9 1 条の 2 品質保証活動に係る教育</u> 4 0	<u>第 9 1 条の 2 削除</u> 6 7	
<u>第 9 2 条 監 査</u> 4 0	<u>第 9 2 条 削除</u> 6 7	
<u>第 9 2 条の 2 不適合管理</u> 4 1	<u>第 9 2 条の 2 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条 是正処置</u> 4 1	<u>第 9 3 条 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条の 2 予防処置</u> 4 1	<u>第 9 3 条の 2 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条の 3 マネジメントレビュー</u> 4 2	<u>第 9 3 条の 3 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条の 4 マネジメントレビューへのインプット</u> 4 2	<u>第 9 3 条の 4 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条の 5 マネジメントレビューからのアウトプット</u> ... 4 2	<u>第 9 3 条の 5 削除</u> 6 7	
<u>第 9 3 条の 6 文書の管理</u> 4 3	<u>第 9 3 条の 6 削除</u> 6 7	

変更前	変更後	変更の理由
表3 制御棒スクラム時間の制限値(第23条)……………(8)	表3 制御棒スクラム時間の制限値(第23条)……………(8)	
表4 スクラム作動条件(第24条関係)……………(8)	表4 スクラム作動条件(第24条関係)……………(8)	
表5 警報作動条件(第25条、第43条、第56条関係)……(9)	表5 警報作動条件(第25条、第43条、第56条関係)……(9)	
表6 管理区域内における表面密度限度(第51条関係)……………(9)	表6 管理区域内における表面密度限度(第51条関係)……………(9)	
表7 線量評価の項目、対象者及び頻度(第52条の2、第53条関係)……………(10)	表7 線量評価の項目、対象者及び頻度(第52条の2、第53条関係)……………(10)	
表8 作業時における放射線業務従事者の線量制限値(第53条、55条、56条関係)……………(10)	表8 作業時における放射線業務従事者の線量制限値(第53条、 <u>第55条</u> 、 <u>第56条</u> 関係)……………(10)	
表9 原子炉燃料体取り出し作業における原子炉燃料体の表面における線量率の制限値(第55条関係)……………(10)	表9 原子炉燃料体取り出し作業における原子炉燃料体の表面における線量率の制限値(第55条関係)……………(10)	
表10 管理区域及び周辺監視区域内における線量率等の管理目標値及び測定頻度(第42条、43条、56条関係)……………(11)	表10 管理区域及び周辺監視区域内における線量率等の管理目標値及び測定頻度(第42条、 <u>第43条</u> 、 <u>第56条</u> 関係)……(11)	
表11 周辺監視区域外における環境放射線等の測定(第58条関係)……………(11)	表11 周辺監視区域外における環境放射線等の測定(第58条関係)……………(11)	
表12 放射線管理設備(第59条関係)……………(12)	表12 放射線管理設備(第59条)……………(12)	
表13 防護具類(第60条、74条関係)……………(12)	表13 防護具類(第60条、 <u>第74条</u> 関係)……………(12)	
表14 管理区域外へ移動する物品についての線量率及び表面密度限度(第35条、49条、61条関係)……………(13)	表14 管理区域外へ移動する物品についての線量率及び表面密度限度(第35条、 <u>第41条</u> 、 <u>第49条</u> 、 <u>第61条</u> 、 <u>第61条の2</u> 関係)……………(13)	
<u>表15 施設定期自主検査項目及びその頻度(第62条関係)……………(14)</u>	<u>(削る)</u>	
表 <u>16</u> 緊急作業に従事する要員に係る保安教育・訓練(第52条の2、83条の2、86条関係)……………(<u>17</u>)	表 <u>15</u> 緊急作業に従事する要員に係る保安教育・訓練(第52条の2、83条の2、86条関係)……………(<u>14</u>)	
<u>(記載なし)</u>	<u>表16 保安教育実施方針(第83条、第85条の2関係)……(15)</u>	
表17 試験炉規則第6条に基づく記録(第100条関係)……(<u>18</u>)	表17 試験炉規則第6条に基づく記録(第100条関係)……(<u>16</u>)	
表18 試験炉規則第6条に基づく記録以外の記録(第100条関係)……………(<u>24</u>)	表18 試験炉規則第6条に基づく記録以外の記録(第100条関係)……………(<u>22</u>)	
<u>(記載なし)</u>	<u>表19 試験炉規則第3条の2の四及び第3条の10に基づく記録……………(30)</u>	

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号、以下「<u>法律</u>」という。)第37条第1項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所(以下「研究所」という。)の原子炉施設の保安に関する事項を定め、研究所における保安の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所所員(以下「所員」という。)及び公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質<u>保証</u>活動に基づき実施する。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関しては、「原子力災害対策特別措置法」第7条の規定に基づき研究所が制定する「原子力事業者防災業務計画」の定めるところによる。</p> <p>2 近畿大学原子力研究所長(以下「所長」という。)は、保安規定の下部規定</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号、以下「<u>法</u>」という。)第37条第1項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所(以下「研究所」という。)の原子炉施設の保安に関する事項を定め、研究所における保安の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 研究所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による研究所所員(以下「所員」という。)及び公衆の被ばくを定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質<u>マネジメント</u>活動に基づき実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)、施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)及び施設管理の実施の計画(以下「施設管理実施計画」という。)を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 <u>研究所の保安活動全般に適用する。ただし、</u>原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関しては、「原子力災害対策特別措置法」第7条<u>第1項</u>の規定に基づき研究所が制定する「原子力事業者防災業務計画」<u>(以下「防災業務計画」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>2 近畿大学原子力研究所長(以下「所長」という。)は、保安規定の下部規定</p>	<p>記載の適正化</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>対象項の明確化 略称の追加</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>を新たに制定、改正又は廃止しようとするときは、原子炉主任技術者及び品質保証責任者の意見を聴く。</p> <p>第3条 ～ 第4条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 原子炉施設の保安(品質保証を含む。)に関する組織は、図1のとおりとする。また、保安に関する業務を統括する組織として原子力研究所管理室(以下「管理室」という。)を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 学校法人近畿大学理事長(以下「理事長」という。)及び所員は、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 理事長、所長及び管理室の各長は、次により所員及び公衆の安全確保並びに原子炉施設の事故防止を図るものとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の業務を統括するとともに、所長を任命する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉施設の保安及び品質保証に関する業務を統括するとともに、管理室の各長を指名する。</p> <p>(3) 原子力研究所管理室長(以下「室長」という。)は、管理室各班の業務を総括するとともに、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 運転計画の策定と運転の許可に関する業務</p> <p>(ロ) 装荷燃料変更作業等の承認に関する業務</p> <p>(ハ) 放射線管理上必要な処置に関する業務</p> <p>(ニ) 原子炉施設の検査、修理、改造等に関する業務</p> <p>(ホ) 保安教育の計画立案に関する業務</p>	<p>を新たに制定、改正又は廃止しようとするときは、原子炉主任技術者及び品質保証責任者の意見を聴く。</p> <p>第3条 ～ 第4条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 原子炉施設の保安(品質マネジメントを含む。)に関する組織は、図1のとおりとする。また、保安に関する業務を統括する組織として原子力研究所管理室(以下「管理室」という。)を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 学校法人近畿大学理事長(以下「理事長」という。)及び所員は、この規定を遵守して保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 理事長、所長及び管理室の各長は、次により所員及び公衆の安全確保並びに原子炉施設の事故防止を図るものとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の業務を統括するとともに、所長を任命する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉施設の保安及び品質マネジメントに関する業務を統括するとともに、管理室の各長及び事業者検査責任者を指名する。<u>ただし、事業者検査責任者については当該検査の対象となる設備等を所管する班に属しない者から指名する。</u></p> <p>(3) 原子力研究所管理室長(以下「室長」という。)は、管理室各班の業務を総括するとともに、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(イ) 運転計画の策定と運転の許可に関する業務</p> <p>(ロ) 装荷燃料変更作業等の承認に関する業務</p> <p>(ハ) 放射線管理上必要な処置に関する業務</p> <p>(ニ) 原子炉施設の検査、修理、改造等に関する業務</p> <p>(ホ) 保安教育の計画立案に関する業務</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更及び検査制度の見直しに伴う事業者検査責任者の追加</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(へ) 原子炉施設の鍵の管理 (ト) 安全文化を醸成するための活動に関する業務 (4) 原子炉管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 原子炉運転及び利用に関する管理 (ロ) 原子炉施設の保守 (ハ) 電源設備、給排気設備その他の原子炉附属設備の運転及び保守 (5) 保健物理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 放射線及び放射性物質による障害防止に関する業務 (ロ) 気象観測に関する業務 (6) 放射性同位元素等管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 放射性同位元素の取扱い (ロ) 放射性廃棄物の廃棄 (7) 計量管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 核燃料物質の使用に関する管理 (ロ) 核燃料物質の計量管理 (8) 総務班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 原子炉施設の保安に関する文書及び記録の保管 (ロ) 品質保証活動に関する業務 (ハ) 他の班長の所掌に属さない業務 <u>(記載なし)</u></p> <p>3 所長は前項第4号から第8号における各班長を補佐するために、必要に応じて副班長をおくことができる。 4 第2項第3号から第8号に定める各班長及び室長は、班(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各班(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>第2節 ~ 第3節 (省略)</p>	<p>(へ) 原子炉施設の鍵の管理 (ト) 安全文化を育成するための活動に関する業務 (4) 原子炉管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 原子炉運転及び利用に関する管理 (ロ) 原子炉施設の保守 (ハ) 電源設備、給排気設備その他の原子炉附属設備の運転及び保守 (5) 保健物理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 放射線及び放射性物質による障害防止に関する業務 <u>(ロ) 液体及び気体の放射性廃棄物の処理に関する業務</u> (ハ) 気象観測に関する業務 (6) 放射性同位元素等管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 放射性同位元素の取扱い (ロ) 放射性固体廃棄物の廃棄及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務 (7) 計量管理班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 核燃料物質の使用に関する管理 (ロ) 核燃料物質の計量管理 (8) 総務班長は、次に掲げる業務を行う。 (イ) 原子炉施設の保安に関する文書及び記録の保管 (ロ) 品質マネジメント活動に関する業務 (ハ) 他の班長の所掌に属さない業務 <u>(9) 事業者検査責任者は、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(イ) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の計画の策定、履行並びに遂行</u></p> <p>3 所長は前項第4号から第8号における各班長を補佐するために、必要に応じて副班長をおくことができる。 4 第2項第3号から第8号に定める各班長及び室長は、班(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各班(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>第2節 ~ 第3節 (変更なし)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の適正化</p> <p>業務の見直しに伴う追加</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加及び業務の見直しに伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 検査制度の見直しに伴う事業者検査責任者の追加</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>第4節 原子炉主任技術者 第9条 (省略)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、次の職務を誠実にしなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、所長に対して意見を具申すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、室長及び各班長に対し助言又は協力をを行うこと。</p> <p>(3) 原子炉施設の保安のための計画を確認すること。</p> <p>(4) 法令に基づいて提出する報告書を審査し、又は確認すること。</p> <p><u>(5) 法令に基づいて行われる検査に、原則として、立ち会うこと。</u></p> <p>(6) 原子炉施設の保安に関する教育計画の作成に参画するとともに、必要がある場合、自ら教育にあたること。</p> <p>(7) 原子炉施設の保安に関する記録を確認すること。</p> <p>(8) 保安規定の改正及び下部規定を新たに制定、改正又は廃止する場合、所長に対し意見を具申すること。</p> <p>(9) その他原子炉施設の保安に関して必要な職務。</p> <p>2 所長は、原子炉主任技術者からの原子炉施設の保安に関する意見具申を尊重する。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第5節 品質保証責任者 (品質保証責任者)</p> <p>第11条 研究所における品質保証活動の監督を行わせるため品質保証責任者を置く。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>2 品質保証責任者は、研究所の教授、准教授の中から理事長が指名する。</u></p>	<p>第4節 原子炉主任技術者 第9条 (変更なし)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、次の職務を誠実にしなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、所長に対して意見を具申すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、室長及び各班長に対し助言又は協力をを行うこと。</p> <p>(3) 原子炉施設の保安のための計画を確認すること。</p> <p>(4) 法令に基づいて提出する報告書を審査し、又は確認すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の保安に関する教育計画の作成に参画するとともに、必要がある場合、自ら教育にあたること。</p> <p>(6) 原子炉施設の保安に関する記録を確認すること。</p> <p>(7) 保安規定の改正及び下部規定を新たに制定、改正又は廃止する場合、所長に対し意見を具申すること。</p> <p>(8) その他原子炉施設の保安に関して必要な職務。</p> <p>2 所長は、原子炉主任技術者からの原子炉施設の保安に関する意見具申を尊重する。</p> <p><u>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと。</u></p> <p>第5節 管理責任者等 (管理責任者)</p> <p>第11条 研究所における品質マネジメント活動の監督を行わせるため品質保証責任者を置く。</p> <p><u>2 管理責任者は、所長をもってあてる。</u></p> <p><u>3 理事長は、管理責任者の品質マネジメント活動推進を補佐するために、品質保証責任者を研究所の専任教職員の中から任命する。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化、以下、号番号の繰上げ</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p> <p>品質管理規則基準の制定に伴う変更、以下、この節において同じ</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>3 品質保証責任者は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にすること。</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、所長に報告すること。</u></p> <p><u>(3) 研究所全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 品質監査委員会 (品質監査委員会)</p> <p>第12条 研究所における品質<u>保証</u>活動の実施状況を評価し、その改善を図るため、品質監査委員会を置く。</p> <p>2 品質監査委員会は、監査を実施した場合、その結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、品質監査委員会の監査結果を尊重する。</p> <p>4 品質監査委員会は、所員、外部専門家、その他所長が必要と認めた者によって構成する。</p> <p>5 品質監査委員会に関する規定は、別に定める。</p> <p>第7節 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(運転計画及び運転許可)</p> <p>第15条 原子炉の利用・運転をしようとする者は、年度ごとの「研究計画申請書」又は「使用登録申請書」を所長に提出する。</p> <p>2 所長は、前項の申請書に基づき運転、<u>施設定期検査</u>、<u>施設定期自主検査</u>、保守改造等の予定期間を記載した毎年度の「運転計画」を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 品質監査委員会 (品質監査委員会)</p> <p>第12条 研究所における品質<u>マネジメント</u>活動の実施状況を評価し、その改善を図るため、品質監査委員会を置く。</p> <p>2 品質監査委員会は、監査を実施した場合、その結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、品質監査委員会の監査結果を尊重する。</p> <p>4 品質監査委員会は、所員、外部専門家、その他所長が必要と認めた者によって構成する。</p> <p>5 品質監査委員会に関する規定は、別に定める。</p> <p>第7節 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第14条 (変更なし)</p> <p>(運転計画及び運転許可)</p> <p>第15条 原子炉の利用・運転をしようとする者は、年度ごとの「研究計画申請書」又は「使用登録申請書」を所長に提出する。</p> <p>2 所長は、前項の申請書に基づき運転、定期<u>事業者</u>検査、保守改造等の予定期間を記載した毎年度の「運転計画」を定める。</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>3 所長が前項の「運転計画」を定めようとするときは、利用・管理委員会の審議と原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉の利用・運転をしようとする者は、「運転計画」に基づき、運転日ごとの「原子炉利用・運転申込書」を提出し、室長の許可を受ける。</p> <p>5 室長は、前項の申込書に基づき、運転日時、運転目的、運転責任者等を記載した「週間運転計画」を作成し、所長の承認と原子炉主任技術者の同意を得た上、「運転許可書」を発行する。</p> <p>6 室長は、前項の「週間運転計画」の承認を受けた後、「運転許可書」を発行する場合、「原子炉利用・運転申込書」により、運転条件が表1に定める核的制限値に適合することを確認する。</p> <p>7 室長は、中性子源操作により炉周期短によるスクラム動作が予想される場合に限り、原子炉主任技術者の同意を得て、運転責任者に対し、ペリオド系のバイパスを許可することができる。</p> <p>8 原子炉管理班長は、運転に先立ち、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 「週間運転計画」及び「運転許可書」が、運転中原子炉室に立ち入ることが予定されている者に対して掲示されていること。また、その内容が運転者及び各班長に通知されていること。</p> <p>(2) 原子炉の運転に必要な動力等の動作が正常であること。</p> <p>(3) 排風機及び排気モニタが正しく運転されていること。</p> <p>(4) 台風・洪水等の気象条件が原子炉を運転するのに不適當でないこと。</p> <p>9 運転責任者は、運転の実施に当たり、「運転許可書」に記載された条件及び運転要領を遵守する。</p> <p>10 第4項から第9項までの規定は、「週間運転計画」又は運転責任者を変更する場合に準用する。</p> <p>11 第2項と第3項の規定は、施設の改造等により「運転計画」に大幅な変更が必要となった場合に準用する。</p> <p>第16条 ～ 第18条 (省略)</p> <p>第2節 原子炉運転上の制限 (原子炉の核的制限値)</p>	<p>3 所長が前項の「運転計画」を定めようとするときは、利用・管理委員会の審議と原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉の利用・運転をしようとする者は、「運転計画」に基づき、運転日ごとの「原子炉利用・運転申込書」を提出し、室長の許可を受ける。</p> <p>5 室長は、前項の申込書に基づき、運転日時、運転目的、運転責任者等を記載した「週間運転計画」を作成し、所長の承認と原子炉主任技術者の同意を得た上、「運転許可書」を発行する。</p> <p>6 室長は、前項の「週間運転計画」の承認を受けた後、「運転許可書」を発行する場合、「原子炉利用・運転申込書」により、運転条件が表1に定める核的制限値に適合することを確認する。</p> <p>7 室長は、中性子源操作により炉周期短によるスクラム動作が予想される場合に限り、原子炉主任技術者の同意を得て、運転責任者に対し、ペリオド系のバイパスを許可することができる。</p> <p>8 原子炉管理班長は、運転に先立ち、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 「週間運転計画」及び「運転許可書」が、運転中原子炉室に立ち入ることが予定されている者に対して掲示されていること。また、その内容が運転者及び各班長に通知されていること。</p> <p>(2) 原子炉の運転に必要な動力等の動作が正常であること。</p> <p>(3) 排風機及び排気モニタが正しく運転されていること。</p> <p>(4) 台風・洪水等の気象条件が原子炉を運転するのに不適當でないこと。</p> <p>9 運転責任者は、運転の実施に当たり、「運転許可書」に記載された条件及び運転要領を遵守する。</p> <p>10 第4項から第9項までの規定は、「週間運転計画」又は運転責任者を変更する場合に準用する。</p> <p>11 第2項と第3項の規定は、施設の改造等により「運転計画」に大幅な変更が必要となった場合に準用する。</p> <p>第16条 ～ 第18条 (変更なし)</p> <p>第2節 原子炉運転上の制限 (原子炉の核的制限値)</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>第19条 原子炉管理班長は、原子炉の核的制限値を表1に定める値に保つ。 2 原子炉管理班長は、表1の原子炉の核的制限値のうち最大過剰反応度及び反応度停止余裕（最大反応度価値制御棒1本引抜時）について、第62条に規定する<u>施設</u>定期<u>自主</u>検査において、年3回以上確認する。</p> <p>第20条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第3節 原子炉運転上の条件</p> <p>第21条 ～ 第22条の2 （省略）</p> <p>（制御棒のスクラム時間）</p> <p>第23条 原子炉管理班長は、原子炉停止系統制御棒の全引抜位置からのスクラム時間を表3に定める値に保つ。 2 原子炉管理班長は、表3の定める値について、第62条に規定する<u>施設</u>定期<u>自主</u>検査において、毎月1回確認する。</p> <p>第24条 ～ 第26条 （省略）</p> <p>第4節 異常時の措置</p> <p>第27条 ～ 第28条 （省略）</p> <p>（地震発生時の措置）</p> <p>第29条 原子炉管理班長は、震度4以上の地震が発生した場合、地震への対応開始を原子力規制<u>庁</u>へ速やかに通報し、原子炉施設の健全性確認のための点検を行う。 2 原子炉管理班長は、前項の点検の終了後、点検の結果を原子力規制<u>庁</u>へ速やかに通報するとともに、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>第29条の2 ～ 第29条の3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第5節 火災防護</p>	<p>第19条 原子炉管理班長は、原子炉の核的制限値を表1に定める値に保つ。 2 原子炉管理班長は、表1の原子炉の核的制限値のうち最大過剰反応度及び反応度停止余裕（最大反応度価値制御棒1本引抜時）について、第62条に規定する定期<u>事業者</u>検査において、年3回以上確認する。</p> <p>第20条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第3節 原子炉運転上の条件</p> <p>第21条 ～ 第22条の2 （変更なし）</p> <p>（制御棒のスクラム時間）</p> <p>第23条 原子炉管理班長は、原子炉停止系統制御棒の全引抜位置からのスクラム時間を表3に定める値に保つ。 2 原子炉管理班長は、表3の定める値について、第62条に規定する定期<u>事業者</u>検査において、毎月1回確認する。</p> <p>第24条 ～ 第26条 （変更なし）</p> <p>第4節 異常時の措置</p> <p>第27条 ～ 第28条 （変更なし）</p> <p>（地震発生時の措置）</p> <p>第29条 原子炉管理班長は、震度4以上の地震が発生した場合、地震への対応開始を原子力規制<u>委員会</u>へ速やかに通報し、原子炉施設の健全性確認のための点検を行う。 2 原子炉管理班長は、前項の点検の終了後、点検の結果を原子力規制<u>委員会</u>へ速やかに通報するとともに、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>第29条の2 ～ 第29条の3 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第5節 火災防護</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>第29条の4 (省略)</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p>第29条の5 室長は、周辺監視区域内で火災が発生した場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉が運転中の場合は、直ちに原子炉を停止し、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>(2) 夜間・休日等の場合は、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>2 室長は、周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合、直ちに原子炉の停止、消防への通報を行う。</p> <p>3 計量管理班長は、核燃料物質の取扱い中に周辺監視区域内で火災が発生した場合、又は周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合は、核燃料物質を炉心又は核燃料物質貯蔵設備に格納する。</p> <p>4 室長は、原子炉本体及び核燃料物質貯蔵設備の消火については、消火器を用いる等、直接放水以外の方法を優先的に実施する。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第29条の6 (省略)</p> <p>第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転 (省略)</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 訓練運転 (訓練運転計画)</p> <p>第32条 原子炉管理班長は、訓練運転を行う場合、その目的、方法、訓練を受ける者の氏名、異常時の措置等を記した「訓練運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p>	<p>第29条の4 (省略)</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p>第29条の5 室長は、周辺監視区域内で火災が発生した場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 原子炉が運転中の場合は、直ちに原子炉を停止し、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>(2) 夜間・休日等の場合は、消防への通報及び消火活動を行う。</p> <p>2 室長は、周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合、直ちに原子炉の停止、消防への通報を行う。</p> <p>3 計量管理班長は、核燃料物質の取扱い中に周辺監視区域内で火災が発生した場合、又は周辺監視区域外からの延焼の恐れがある場合は、核燃料物質を炉心又は核燃料物質貯蔵設備に格納する。</p> <p>4 室長は、原子炉本体及び核燃料物質貯蔵設備の消火については、消火器を用いる等、直接放水以外の方法を優先的に実施する。</p> <p><u>5 原子炉管理班長は、第2項の規定により原子炉を停止した場合、火災の鎮火後速やかに原子炉施設の健全性確認のための点検を行い、その結果を室長及び原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>第29条の6 (省略)</p> <p>第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転 (変更なし)</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 訓練運転 (訓練運転計画)</p> <p>第32条 原子炉管理班長は、訓練運転を行う場合、その目的、方法、訓練を受ける者の氏名、異常時の措置等を記した「訓練運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 運転責任者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員でなければならない。</p> <p>4 補助運転者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員、近畿大学学部学生又は近畿大学大学院学生でなければならない。</p> <p>5 訓練運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作及び原子炉運転管理に係る教育訓練の基準に従って作成する。</p> <p>6 室長は、訓練運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>第33条 ～ 第34条 (省略)</p> <p>第3節 教育運転 (教育運転計画)</p> <p>第34条の2 所員は、教育運転を行う場合、教育運転を受ける者の氏名、内容等を記した「教育運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p> <p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 教育運転を受ける者は、<u>第84条第2項</u>に規定する保安教育を受けなければならない。</p> <p>4 教育運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作の内容に関する基準に従って作成する。</p> <p>5 室長は、教育運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>第34条の3 ～ 第34条の4 (省略)</p>	<p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 運転責任者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員でなければならない。</p> <p>4 補助運転者資格認定のための訓練運転を受ける者は、第83条及び<u>第85条の2</u>に規定する保安教育を受け放射線業務従事者として登録された近畿大学教職員、近畿大学学部学生又は近畿大学大学院学生でなければならない。</p> <p>5 訓練運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作及び原子炉運転管理に係る教育訓練の基準に従って作成する。</p> <p>6 室長は、訓練運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>第33条 ～ 第34条 (変更なし)</p> <p>第3節 教育運転 (教育運転計画)</p> <p>第34条の2 所員は、教育運転を行う場合、教育運転を受ける者の氏名、内容等を記した「教育運転計画書」を作成し、室長の承認を受ける。</p> <p>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 教育運転を受ける者は、<u>第85条の2</u>に規定する保安教育を受けなければならない。</p> <p>4 教育運転の計画は、別に下部規定で定める原子炉運転操作の内容に関する基準に従って作成する。</p> <p>5 室長は、教育運転の計画を、第15条第5項で規定する「週間運転計画」に記載する。</p> <p>第34条の3 ～ 第34条の4 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化 (対象となる条の追加)</p> <p>記載の適正化 (対象となる条の変更)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第5章 核燃料管理</p> <p>(<u>管理区域外における</u>核燃料物質の運搬)</p> <p>第35条 計量管理班長は、管理区域外において核燃料物質を運搬する場合、室長の承認及び原子炉主任技術者の同意を得た後、次の事項を遵守して行う。</p> <p>(1) いかなる場合においても臨界に達しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 核燃料物質は、これを所定の容器に封入し、運搬中において移動、転倒又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬物の運搬経路には、標識の設置、見張人の配置等の方法により関係者以外の者及び車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取り扱いには、複数の管理室員を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(6) 運搬物及びこれらを運搬する車両には、所定の標識を取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物を車両で運搬する場合、徐行で行うこと。</p> <p>2 保健物理班長は、管理区域外へ核燃料物質を運搬する容器について、線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>3 計量管理班長及び保健物理班長は、事業所外において核燃料物質を運搬する場合、<u>法律</u>に定める車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準に適合することを確認する。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第36条 ~ 第40条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料管理</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第35条 計量管理班長は、管理区域外において核燃料物質<u>(新燃料及び使用済み燃料をいう。以下、本条において同じ。)</u>を運搬する場合、室長の承認及び原子炉主任技術者の同意を得た後、次の事項を遵守して行う。</p> <p>(1) いかなる場合においても臨界に達しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 核燃料物質は、これを所定の容器に封入し、運搬中において移動、転倒又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬物の運搬経路には、標識の設置、見張人の配置等の方法により関係者以外の者及び車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取り扱いには、複数の管理室員を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(6) 運搬物及びこれらを運搬する車両には、所定の標識を取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物を車両で運搬する場合、徐行で行うこと。</p> <p>2 保健物理班長は、管理区域外へ核燃料物質を運搬する容器について、線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。<u>ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>3 計量管理班長及び保健物理班長は、事業所外において核燃料物質を運搬する場合、法に定める車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準に適合することを確認する。</p> <p><u>4 計量管理班長は、前項の運搬を行う場合、所長の承認を得る。</u></p> <p>第36条 ~ 第40条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>事業所外運搬の追加に伴う条文名の変更対象物の明確化</p> <p>第44条の2の追加に伴う変更</p> <p>事業所外運搬を行う場合の承認者の明確化</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(固体廃棄物の管理)</p> <p>第4-1条 放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を可燃物、難燃物及び不燃物等に分類し、容器に封入し、又は汚染の広がりを防止する措置を講じた上、固体廃棄物保管室に保管する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項の作業に当たり、固体廃棄物が安全で、かつ、適切な取り扱いにより処理されていることを確認する。</p> <p>3 <u>保健物理班長</u>は、年2回、次の点検を行う。</p> <p>(1) 固体廃棄物保管室の状態</p> <p>(2) 固体廃棄物の保管の状態</p> <p>4 <u>保健物理班長</u>は、前項の点検において異常が認められた場合、室長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに原因を調査し、正常な保管状態とするために必要な措置を講ずる。</p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p>(固体廃棄物の管理)</p> <p>第4-1条 放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を可燃物、難燃物及び不燃物等に分類し、容器に封入し、又は汚染の広がりを防止する措置を講じた上、固体廃棄物保管室に保管する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項の作業に当たり、固体廃棄物が安全で、かつ、適切な取り扱いにより処理されていることを確認する。</p> <p>3 <u>放射性同位元素等管理班長</u>は、年2回、次の点検を行う。</p> <p>(1) 固体廃棄物保管室の状態</p> <p>(2) 固体廃棄物の保管の状態</p> <p>4 <u>放射性同位元素等管理班長</u>は、前項の点検において異常が認められた場合、室長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに原因を調査し、正常な保管状態とするために必要な措置を講ずる。</p> <p><u>5 放射性同位元素等管理班長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次に定める措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入して、運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(4) 容器等の適当な場所に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(5) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 保健物理班長は、前項の運搬において、運搬前に表1-4に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第4-4条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省</p>	<p>記載の適正化 (業務の見直し)</p> <p>記載の適正化 (業務の見直し)</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更、以下、本条に置いて同じ</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(記載なし)</u></p>	<p><u>略できる。</u></p> <p><u>7 放射性同位元素等管理班長は、放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、事業所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 事業所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を事業所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>8 放射性同位元素等管理班長は、事業所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>9 保健物理班長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>10 保健物理班長は、運搬前に表14に定める線量率及び表面密度を超えていないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第41条の2</u> <u>放射性同位元素等管理班長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合、必要な以下の事項を定めた計画書を定め、原子炉主任技術者の同意を得た後、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</u></p> <p><u>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等</u></p> <p><u>(イ) 使用履歴、設置状況の記録等による判断方法</u></p> <p><u>(ロ) 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</u></p> <p><u>(ハ) 使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法</u></p> <p><u>(ニ) 念のための放射線測定に係る事項</u></p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 保健物理班長は、液体廃棄物を管理区域の外に放出する場合、採水法により廃液中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項に規定する採水法による測定により廃液中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値以下であることを確認する。</p> <p>3 保健物理班長は、液体廃棄物の測定により水中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>(気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、排気モニタにより連続的に排気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>2 保健物理班長は、第1項に規定する排気モニタに警報設備を取り付け、排気筒における空気中の放射性物質の濃度が、表5に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、警報設備が作動するようにしなければならない。</p> <p>3 保健物理班長は、原子炉運転中に排気モニタの警報設備が作動した場合、記録を残すとともに放射線測定器が正常であることを確認した後、原因等について調査し、室長に報告する。</p> <p>4 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、第1項に規定する測定により周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が、表10に定める管理目標値を超えないようにする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</u></p> <p>(液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 保健物理班長は、液体廃棄物を管理区域の外に放出する場合、採水法により廃液中の放射性物質の濃度を測定後、<u>一般排水溝より放出</u>する。</p> <p>2 保健物理班長は、前項に規定する採水法による測定により廃液中の放射性物質の濃度が表10に定める<u>放出</u>管理目標値以下であることを確認するとともに、<u>放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない</u>。</p> <p>3 保健物理班長は、液体廃棄物の測定により水中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>(気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、<u>排気筒より放出するとともに</u>排気モニタにより連続的に排気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>2 保健物理班長は、第1項に規定する排気モニタに警報設備を取り付け、排気筒における空気中の放射性物質の濃度が、表5に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、警報設備が作動するようにしなければならない。</p> <p>3 保健物理班長は、原子炉運転中に排気モニタの警報設備が作動した場合、記録を残すとともに放射線測定器が正常であることを確認した後、原因等について調査し、室長に報告する。</p> <p>4 保健物理班長は、気体廃棄物を放出する場合、第1項に規定する測定により周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が、表10に定める管理目標値を超えないようにする<u>とともに、放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない</u>。</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>ALARA の精神に基づく活動の明確化のための変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>ALARA の精神に基づく活動の明確化のための変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>5 保健物理班長は、周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>第43条の2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>第1節 管理区域等の設定</p> <p>第44条 (省略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第45条 ~ 第46条 (省略)</p> <p>(管理区域等の標識等)</p>	<p>5 保健物理班長は、周辺監視区域の外における空気中の放射性物質の濃度が表10に定める管理目標値を超えた場合、その旨を速やかに、また、その状況及びそれに対する処置を、室長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6 室長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、所長に報告する。</p> <p>第43条の2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>第1節 管理区域等の設定</p> <p>第44条 (変更なし)</p> <p><u>(管理区域内における区域区分)</u></p> <p>第44条の2 室長は管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p><u>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下、「<u>汚染のおそれのない管理区域</u>」という。)</u></p> <p><u>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</u></p> <p><u>2 汚染のおそれのない管理区域は、図2に示す区域とする。</u></p> <p><u>3 室長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p><u>4 室長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項第2号に定める区域が隣接する場合は、第1項第2号に定める区域への入口付近に標識を設ける。</u></p> <p>第45条 ~ 第46条 (変更なし)</p> <p>(管理区域等の標識等)</p>	<p>ための変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>第47条 所長は、管理区域、<u>保全区域及び周辺監視区域（以下「管理区域等」という。）</u>に人がみだりに立ち入らないようにするため、<u>管理区域等を壁又はさく等により区画するとともに、標識を掲げることにより、当該区域であることを明示しなければならない。</u></p> <p>2 所長は、<u>管理区域等の</u>出入口を施錠できるようにし、鍵を管理する。</p> <p>3 所長は、<u>第1項及び第2項の措置を講ずるとともに、管理区域等</u>に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限し、居住を禁止する。</p> <p>第2節 放射線業務従事者及び管理区域の出入管理</p> <p>第48条 （省略）</p> <p>（管理区域の出入管理）</p> <p>第49条 所長は、前条に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせないようにする。</p> <p>2 室長は、管理区域に立ち入る者に対し、注意事項を示し、その者が放射線障害を受けないように留意する。</p> <p>3 保健物理班長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる。</p> <p>（1）管理区域への通常の出入は、図2に示す出入口のみを使用すること。</p> <p>（2）放射線測定器を用いて被ばく線量を測定すること。</p> <p>（3）作業衣等を着用すること。</p> <p>（4）<u>管理区域内においては</u>飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>（5）退出に際しては、手足、作業衣等の表面汚染の状況の測定を行うこと。</p> <p>（6）管理区域から物品を持ち出す際、表14に定める表面密度を超えるものは持ち出さないこと。</p>	<p>第47条 所長は、管理区域に人がみだりに立ち入らないようにするため、壁又はさく等により区画するとともに、標識を掲げることにより、当該区域であることを明示しなければならない。</p> <p>2 所長は、<u>保全区域について、標識を設ける等の方法により当該区域であることを明示するとともに、</u>出入口を施錠できるようにし、鍵を管理する。</p> <p>3 所長は、<u>周辺監視区域について、境界にさく又は標識を掲げることにより当該区域</u>に業務上立ち入る者以外のもの者の立ち入りを制限し、居住を禁止する。</p> <p>第2節 放射線業務従事者及び管理区域の出入管理</p> <p>第48条 （変更なし）</p> <p>（管理区域の出入管理）</p> <p>第49条 所長は、前条に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせないようにする。</p> <p>2 室長は、管理区域に立ち入る者に対し、注意事項を示し、その者が放射線障害を受けないように留意する。</p> <p>3 保健物理班長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる。</p> <p>（1）管理区域への通常の出入は、図2に示す出入口のみを使用すること。</p> <p>（2）放射線測定器を用いて被ばく線量を測定すること。</p> <p>（3）作業衣等を着用すること。</p> <p>（4）<u>放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での</u>飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>（5）退出に際しては、手足、作業衣等の表面汚染の状況の測定を行うこと。<u>ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りではない。</u></p> <p>（6）管理区域から物品を持ち出す際、表14に定める表面密度を超えるものは持ち出さないこと。</p>	<p>区域毎の措置を明確化するための変更</p> <p>区域毎の措置を明確化するための変更</p> <p>区域毎の措置を明確化するための変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>4 室長は、前項第1号の規定にかかわらず、物品の搬出入等のため必要ある場合には、事前の通知により、通常閉の出入口を一時的に使用させることができる。</p> <p>5 保健物理班長は、第3項第2号の規定にかかわらず、多数の一時立入者が見学等で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の線量が一樣になると判断できるときは、代表者のみに放射線測定器を用いて被ばく線量を測定させることができる。また、第3項第3号及び第5号の規定にかかわらず、汚染のおそれがないと認めるときは、作業衣等の着用及び汚染の状況の測定を省略させることができる。</p> <p>(汚染の除去)</p> <p>第50条 保健物理班長は、前条第3項第5号の測定により汚染が発見された者に対して、必要な除染指導等を行う。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第51条 (省略)</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第52条 ~ 第52条の2 (省略)</p> <p>(個人被ばく線量の管理)</p> <p>第53条 保健物理班長は、放射線業務従事者の被ばく線量を表7に定める項目、頻度に基づき評価し、次の各号に掲げる実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにするため、管理区域への立ち入り時間を制限し、又は有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線管理を行う。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の実効線量限度は、次の値とする。</p> <p>(イ) 平成13年度以降5年ごとに区分した各期間につき1000ミリシーベルト</p> <p>(ロ) 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト</p>	<p>4 室長は、前項第1号の規定にかかわらず、物品の搬出入等のため必要ある場合には、事前の通知により、通常閉の出入口を一時的に使用させることができる。</p> <p>5 保健物理班長は、第3項第2号の規定にかかわらず、多数の一時立入者が見学等で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の線量が一樣になると判断できるときは、代表者のみに放射線測定器を用いて被ばく線量を測定させることができる。また、第3項第3号及び第5号の規定にかかわらず、汚染のおそれがないと認めるときは、作業衣等の着用及び汚染の状況の測定を省略させることができる。</p> <p>(汚染の除去)</p> <p>第50条 保健物理班長は、前条第3項第5号の測定により汚染が発見された者に対して、必要な除染指導等を行う。</p> <p><u>2 保健物理班長は、管理区域内の床、壁等に表6に定める値を超え、又は超えるおそれのある汚染が発見された場合、除染を行う。</u></p> <p>第51条 (変更なし)</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第52条 ~ 第52条の2 (変更なし)</p> <p>(個人被ばく線量の管理)</p> <p>第53条 保健物理班長は、放射線業務従事者の被ばく線量を表7に定める項目、頻度に基づき評価し、次の各号に掲げる実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにするため、管理区域への立ち入り時間を制限し、又は有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線管理を行う<u>とともに、線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。</u></p> <p>(1) 放射線業務従事者の実効線量限度は、次の値とする。</p> <p>(イ) 平成13年度以降5年ごとに区分した各期間につき1000ミリシーベルト</p> <p>(ロ) 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p> <p>ALARA の精神に基づく活動の明確化のための変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(ハ)女子*³にあつては4月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト</p> <p>(ニ)妊娠中の女子については、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについては1ミリシーベルト</p> <p>(2)等価線量限度は、4月1日を始期として次の値とする。</p> <p>(イ)眼の水晶体(1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち適切な<u>方</u>)については、1年間につき<u>150</u>ミリシーベルト</p> <p>(ロ)皮膚(70マイクロメートル線量当量)については、1年間につき500ミリシーベルト</p> <p>(ハ)妊娠中である女子腹部表面に対する1センチメートル線量当量は、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2ミリシーベルト</p> <p>2 保健物理班長は、一時立入者についてその者の被ばく線量が1回につき100マイクロシーベルトを超えないよう被ばく管理上の措置を講ずる。</p> <p>3 放射線業務従事者は、表8に定める線量の制限値を超えるおそれのある場合、計画線量を算定し、保健物理班長の確認を受ける。</p> <p>4 保健物理班長は、放射線業務従事者について1日の線量が表8に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、その都度、線量の評価を行う。</p> <p>*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く</p> <p>第54条 (省略)</p> <p>第4節 ~ 第6節 (省略)</p> <p>第7節 放射性物質等の移動 (管理区域外への物品の移動)</p>	<p>(ハ)女子*³にあつては4月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト</p> <p>(ニ)妊娠中の女子については、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについては1ミリシーベルト</p> <p>(2)等価線量限度は、4月1日を始期として次の値とする。</p> <p>(イ)眼の水晶体(1センチメートル線量当量、<u>3ミリメートル線量当量</u>又は70マイクロメートル線量当量のうち、<u>適切なもの</u>)については、<u>平成13年度以降5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト及び</u>1年間につき<u>50</u>ミリシーベルト</p> <p>(ロ)皮膚(70マイクロメートル線量当量)については、1年間につき500ミリシーベルト</p> <p>(ハ)妊娠中である女子腹部表面に対する1センチメートル線量当量は、本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2ミリシーベルト</p> <p>2 保健物理班長は、一時立入者についてその者の被ばく線量が1回につき100マイクロシーベルトを超えないよう被ばく管理上の措置を講ずる。</p> <p>3 放射線業務従事者は、表8に定める線量の制限値を超えるおそれのある場合、計画線量を算定し、保健物理班長の確認を受ける。</p> <p>4 保健物理班長は、放射線業務従事者について1日の線量が表8に定める値を超え、又は超えるおそれのある場合、その都度、線量の評価を行う。</p> <p>*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く</p> <p>第54条 (変更なし)</p> <p>第4節 ~ 第6節 (変更なし)</p> <p>第7節 放射性物質等の移動 (管理区域外<u>等</u>への物品の移動)</p>	<p>線量限度を定める告示の改正に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>第61条 保健物理班長は、管理区域外へ移動する物品について、表面密度が表14に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>第8章 原子炉施設の検査、修理、改造等</p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p>第61条 保健物理班長は、管理区域外又は<u>第44条の2第1項(1)に定める区域</u>へ移動する物品若しくは核燃料物質等について、表面密度が表14に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p><u>(事業所外への運搬)</u></p> <p>第61条の2 室長は、核燃料物質等(第35条及び第41条に定める物を除く。)を事業所外へ運搬する場合、運搬計画を定め、原子炉主任技術者の同意の後、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 室長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 室長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4 保健物理班長は、運搬する容器について、運搬前に線量率及び表面密度が表14に定める値を超えないことを確認する。ただし、第44条の2第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>第8章 原子炉施設の検査、修理、改造等</p> <p>第1節 施設管理実施計画等</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第61条の3 室長は、原子炉施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同</p>	<p>に伴う記載の変更 法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更、以下、同章の節番号を繰下げ 施設管理に係る活動</p>

変更前	変更後	変更の理由
(記載なし)	<p><u>様とする。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第61条の4 <u>室長は、前条の施設管理目標を踏まえて、原子炉施設のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を定めなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器等がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
(記載なし)	<p><u>(施設管理実施計画等)</u></p> <p>第61条の5 <u>室長は、原子炉施設について次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなくてはならない。ただし、施設管理上必要としない事項についてはこの限りではない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</u> (2) <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること</u> (3) <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること</u> (4) <u>原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること</u> (5) <u>原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</u> (6) <u>原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること</u> (7) <u>(6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</u> (8) <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること</u> 	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
(記載なし)	<p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第61条の6 <u>室長は、原子炉施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
(記載なし)	<p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p>	<p>施設管理に係る活動</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第1節 施設定期自主検査等 (施設定期自主検査)</p> <p>第62条 <u>原子炉管理班長又は保健物理班長</u>は、原子炉施設の保安上、特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかの検査を、表15に掲げるそれぞれの事項について、同表に掲げる頻度に従って<u>施設定期自主検査</u>として実施する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第64条、第65条及び第66条に基づく施設臨時自主検査、改造又は修理（以下この項において「施設臨時自主検査等」という。）により前項で規定する検査の一部が実施できない場合は、この限りではない。ただし、施設臨時自主検査等により前項で規定する施設定期自主検査の一部が実施できない場合は、該当する施設定期自主検査の項目等を施設臨時自主検査等の実施計画において明らかにし、施設臨時自</u></p>	<p>第61条の7 <u>室長は、原子炉施設について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査等 (定期事業者検査)</p> <p>第62条 <u>事業者検査責任者は、原子炉施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び実施体制</u> ハ <u>予定期間</u> ニ <u>定量的な施設管理目標（第61条の2の規定により策定した場合に限る）</u> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u> <p>(削る)</p>	<p>の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の削除、以下、項番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>主検査等の終了後、速やかに実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子炉管理班長及び保健物理班長は、施設定期自主検査の結果を室長に報告する。</u></p> <p><u>4 室長は、前項の報告を受けた場合、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長に報告する。</u></p> <p><u>(施設定期自主検査の実施計画)</u></p> <p><u>第63条 原子炉管理班長又は保健物理班長は、前条に規定する施設定期自主検査（制御棒のスクラム時間の検査及び緊急しゃ断のための性能検査を除く）を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、室長の承認を受ける。これを変更する場合も同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 検査の項目及び検査の実施体制</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>2 室長は、前項の計画を承認しようとする場合、原子炉主任技術者の同意を得た上で、所長に報告する。</u></p> <p><u>(施設臨時自主検査)</u></p> <p><u>第64条 所長は、必要があると認めるときには、室長に対し施設臨時自主検査を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 室長は、前項の命を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、原子炉管理班長及び保健物理班長に施設臨時自主検査を行わせる。</u></p> <p><u>3 施設臨時自主検査の実施計画の作成及び承認については、第63条第1項及び第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 施設臨時自主検査の結果の報告については、第62条第3項及び第4項の規定を準用する。</u></p> <p>第2節 修理、改造等</p> <p>第65条 (省略)</p>	<p><u>2 事業者検査責任者は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、室長に報告する。</u></p> <p><u>3 室長は、前項の報告を受けた場合、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長に報告する。</u></p> <p>第63条 削除</p> <p>第64条 削除</p> <p>第3節 修理、改造等</p> <p>第65条 (変更なし)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(記載なし)</u></p> <p>第66条 ~ 第67条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 原子炉施設の利用</p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 利用</u></p> <p>(利用の範囲)</p> <p>第68条 原子炉施設の利用の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉を利用する実験</p>	<p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第65条の2 事業者検査責任者は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 工事の内容</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ニ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ハ 検査前条件</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 事業者検査責任者は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、室長に報告する。</u></p> <p><u>3 室長は、前項の報告を受けた場合、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長に報告する。</u></p> <p>第66条 ~ 第67条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第9章 原子炉施設の利用</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(利用の範囲)</p> <p>第68条 原子炉施設の利用の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉を利用する実験</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の追加による変更</p> <p>記載の適正化 (節番号の削除)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(2) 原子炉の運転（第30条の試験運転を除く。）</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合、原子炉の利用を行わせてはならない。</p> <p>(1) 第30条の試験運転を行う場合</p> <p>(2) 原子炉施設（原子炉の運転に直接関連があるものに限る）の改造、修理、若しくは取り替え、又は原子炉施設の<u>自主</u>検査を行う場合</p> <p>(3) 巡視点検、起動前点検等において確認すべき事項が生じた場合</p> <p>(4) その他、気象条件、社会環境等により原子炉の運転が不相当と認められた場合</p> <p style="text-align: center;">第10章 非常事態における措置</p> <p>第1節 ～ 第3節 （省略）</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p>(2) 原子炉の運転（第30条の試験運転を除く。）</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合、原子炉の利用を行わせてはならない。</p> <p>(1) 第30条の試験運転を行う場合</p> <p>(2) 原子炉施設（原子炉の運転に直接関連があるものに限る）の改造、修理、若しくは取り替え、又は原子炉施設の<u>定期事業者</u>検査を行う場合</p> <p>(3) 巡視点検、起動前点検等において確認すべき事項が生じた場合</p> <p>(4) その他、気象条件、社会環境等により原子炉の運転が不相当と認められた場合</p> <p style="text-align: center;">第10章 非常事態における措置</p> <p>第1節 ～ 第3節 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第4節 緊急時における活動</p> <p><u>(緊急事態)</u></p> <p><u>第81条の2</u> 所長は、防災業務計画で定める警戒事態又は施設敷地緊急事態もしくは全面緊急事態に該当する事象（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、緊急時体制を発令するとともに、その後の措置は、防災業務計画に定めるところに従い、応急措置及び緊急時における活動その他の活動を実施しなければならない。</p> <p><u>2</u> 緊急時における運転については、別に定める下部規定に従って行うものとする。</p> <p><u>(関係機関等への通報)</u></p> <p><u>第81条の3</u> 所長は、緊急事態が発生した場合、防災業務計画で定められた通報経路に従い、関係機関に通報しなければならない。</p> <p><u>2</u> 所長は、前項の通報の他に、研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者に対する避難指示を行う。</p> <p><u>(緊急事態の解除)</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更、以下、本節において同じ</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 11 章 保安教育</p> <p>(保安教育計画の策定)</p> <p>第 8 2 条 所長は、第 8 3 条から第 8 6 条に示す保安教育の実施計画を年度ごとに策定するとともに、保安教育の実施計画の策定に当たって、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(放射線業務従事者の保安教育)</p> <p>第 8 3 条 <u>所長は、放射線業務従事者に対する保安教育の実施計画を放射線業務従事者に周知し、実施する。</u></p> <p><u>2 放射線業務従事者に対する保安教育は、放射線業務従事者に認定する前及び認定した後には年度ごとに行う。</u></p> <p><u>3 放射線業務従事者として初めて教育を受ける者に対する保安教育の内容及び時間数は、次に掲げる各項目について、規定時間以上とする。</u></p> <p><u>(1) 関係法令及び保安規定に関すること …………… 1 時間</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること…………… 3 時間</u></p>	<p style="text-align: center;">第 11 章 保安教育</p> <p>第 8 1 条の 4 所長は、緊急事態の原因となる事象が収束した場合、防災業務計画の定めるところに従い、緊急時体制を解除する。</p> <p>第 8 2 条 削除</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第 8 3 条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直しの頻度を別に下部規定で定める保安教育に関する基準に従って定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表 1 6 の保安教育実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(2) 室長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、年度毎に実施結果を所長に報告する。ただし、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者に対しては、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(3) 所長は具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の削除</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の削除 法令及び規則の改正に伴う記載の削除</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(3) 放射線管理に関すること 1 時間</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること…0.5 時間</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること 0.5 時間</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる項目又は事項の一部に関し十分な知識及び技能を有している者に対しては、当該項目又は事項についての保安教育を省略することができる。</u></p> <p>(緊急作業に従事する要員に対する保安教育)</p> <p>第 8 3 条の 2 所長は、第 5 2 条の 2 に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、表 <u>1 6</u> に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事する前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(一時立入者の保安教育)</p> <p>第 8 4 条 所長は、一時立入者に対し、管理区域に立ち入る前に、原子炉施設の構造及び性能、放射線管理、非常の場合に採るべき処置等について必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。</p> <p><u>2 所長は、一時立入者のうち教育運転を受ける者に対し、次に掲げる各項目について必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p>(1) 関係法令及び保安規定に関すること</p> <p>(2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること</p> <p>(3) 放射線管理に関すること</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質に汚染された物の取扱に関すること</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(警備員の保安教育)</p> <p>第 8 5 条 所長は、周辺監視区域の警備にあたる警備員に対し、原子炉施設</p>	<p>(削る)</p> <p>(緊急作業に従事する要員に対する保安教育)</p> <p>第 8 3 条の 2 所長は、第 5 2 条の 2 に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、表 <u>1 5</u> に従い、必要な保安教育<u>及び訓練</u>を緊急作業に従事する前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p><u>2 前項の訓練について、選定後は、毎年 1 回以上実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項の訓練は、第 8 6 条第 1 項の非常事態教育訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</u></p> <p>第 8 4 条 削除</p> <p>第 8 5 条 削除</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の削除</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>第 86 条第 2 項からの移動に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の削除</p> <p>法令及び規則の改正</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>の構造、放射線管理、非常の場合に採るべき処置等について必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p>(その他の従業者の保安教育)</p> <p>第85条の2 所長は、<u>放射線業務従事者、一時立入者及び警備員</u>を除くその他従業者に対し、<u>原子炉施設の構造、放射線管理、非常の場合に採るべき処置等について</u>必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。なお、理事長への保安教育は、その他従業者の保安教育に準じて、所長が行う。</p> <p>(非常事態教育訓練)</p> <p>第86条 所長は、非常事態対策組織に属する者に対し、非常事態に対処するための非常事態教育訓練を年1回以上行う。</p> <p><u>2 所長は、緊急作業要員として選定を受けようとする者に対し、表16に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、前項の非常事態教育訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第12章 健康管理 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第13章 品質保証</p> <p>(品質保証活動における所長の職務)</p> <p>第90条 <u>所長は、理事長の命を受け、品質保証体制の構築、品質保証活動の実施、評価(監査を含む。)及びその継続的な改善について責任を負う。</u></p> <p><u>2 所長は、品質保証活動の実施のため、品質保証計画を策定する。</u></p> <p><u>3 所長は、品質保証活動の実施のために必要な文書及び記録を品質保証計画書において明確にする。</u></p>	<p>(その他の従業者の保安教育)</p> <p>第85条の2 所長は、<u>所員</u>を除く<u>原子炉施設の運転及び管理を行う</u>その他従業者に対し、<u>表16の保安教育実施方針に従い</u>必要な範囲で保安教育を実施し、その結果を記録する。なお、理事長への保安教育は、その他従業者の保安教育に準じて、所長が行う。</p> <p>(非常事態教育訓練)</p> <p>第86条 所長は、非常事態対策組織に属する者に対し、非常事態に対処するための非常事態教育訓練を年1回以上行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">第12章 健康管理 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第13章 品質<u>マネジメント計画</u></p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第90条 <u>第1条の2に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p>	<p>に伴う記載の削除</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>第83条第2項へ移動したことに伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更、以下、この章において同じ。</p> <p>品質マネジメント計画は別添に示す。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>4 所長は、品質保証活動に関係する者に、品質保証活動に係る必要な教育を実施する。</u></p> <p><u>(品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善)</u></p> <p><u>第91条 理事長は、原子炉施設の保安に関し必要なシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>2 品質保証責任者は、品質保証活動の結果、改善すべき事項を発見したときは、速やかに所長に報告する。</u></p> <p><u>(品質保証活動に係る教育)</u></p> <p><u>第91条の2 所長は、品質保証計画に基づき、品質保証活動に関係する者に品質保証活動に係る必要な教育を実施する。</u></p> <p><u>2 所長は品質保証活動に係る教育計画を策定する場合、品質保証責任者の意見を聴く。</u></p> <p><u>3 品質保証活動に係る教育は、次に掲げる各項目について、その策定及び改定の都度、実施する。ただし、一部改訂の場合等、軽微な場合は、回覧等により周知徹底を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 品質保証計画書</u></p> <p><u>(2) 品質保証活動に必要な文書及び記録</u></p> <p><u>4 所長は、品質保証活動教育の実施の後、その有効性を評価し、記録を作成、維持する。</u></p> <p><u>(監査)</u></p> <p><u>第92条 所長は、研究所における品質保証活動の実施状況の評価し、その改善を図るため、品質保証計画に基づき、品質監査委員会を設置し、次に示すとおり、監査を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 監査は、原則として、定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 監査に先立ち、年度計画及び個別計画を作成する。</u></p> <p><u>(3) 監査の結果、不適合があった場合、不適合管理及び必要に応じて、是正処置・予防処置へ展開する。</u></p>	<p><u>第91条 削除</u></p> <p><u>第91条の2 削除</u></p> <p><u>第92条 削除</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>2 品質監査委員会の委員長は、監査を実施した場合、その結果を所長に報告する。</u></p> <p><u>3 所長は、品質監査委員会の監査結果を尊重する。</u></p> <p><u>(不適合管理)</u></p> <p><u>第92条の2</u> 所長は、業務及び原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p><u>2 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定する。</u></p> <p><u>3 該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p><u>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p><u>(2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p><u>(3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p><u>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p><u>4 不適合に修正を施した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p><u>5 不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</u></p> <p><u>(是正処置)</u></p> <p><u>第93条</u> 所長は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p><u>2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、次の事項を規定する。</u></p> <p><u>(1) 不適合のレビュー</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因の特定</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施</u></p>	<p>第92条の2 削除</p> <p>第93条 削除</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(5) とった処置の結果の記録</u> <u>(6) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(予防処置)</u> 第93条の2 所長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、<u>原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を定める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の組織と共有することも含まれる。</u></p> <p><u>2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、次の事項を規定する。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</u> <u>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> <u>(3) 必要な処置の決定及び実施</u> <u>(4) とった処置の結果の記録</u> <u>(5) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(マネジメントレビュー)</u> 第93条の3 所長は、原子力研究所の品質マネジメントシステムが、継続して、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、定められた間隔で品質マネジメントシステムのレビューを行う。</p> <p><u>2 マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価を行う。また、マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、必要に応じて、不適合の管理、是正処置、又は予防処置へと展開する。</u></p> <p><u>3 マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</u></p> <p><u>(マネジメントレビューへのインプット)</u> 第93条の4 マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p>	<p>第93条の2 削除</p> <p>第93条の3 削除</p> <p>第93条の4 削除</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(1) 監査の結果</u></p> <p><u>(2) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめ方</u></p> <p><u>(3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u></p> <p><u>(4) 予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p><u>(5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p><u>(6) 関係法令の遵守状況</u></p> <p><u>(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p><u>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p><u>(9) 改善のための提案</u></p> <p><u>(マネジメントレビューからのアウトプット)</u></p> <p><u>第93条の5</u> マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p><u>(2) 業務の計画及び実施に係る改善</u></p> <p><u>(3) 資源の必要性</u></p> <p><u>(文書の管理)</u></p> <p><u>第93条の6</u> 所長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが第100条に従って管理する。</p> <p>2 所長は、次の事項を規定する。</p> <p><u>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p><u>(2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p><u>(3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p><u>(4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p><u>(5) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p><u>(6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために必要と決定した</u></p>	<p><u>第93条の5</u> 削除</p> <p><u>第93条の6</u> 削除</p>	

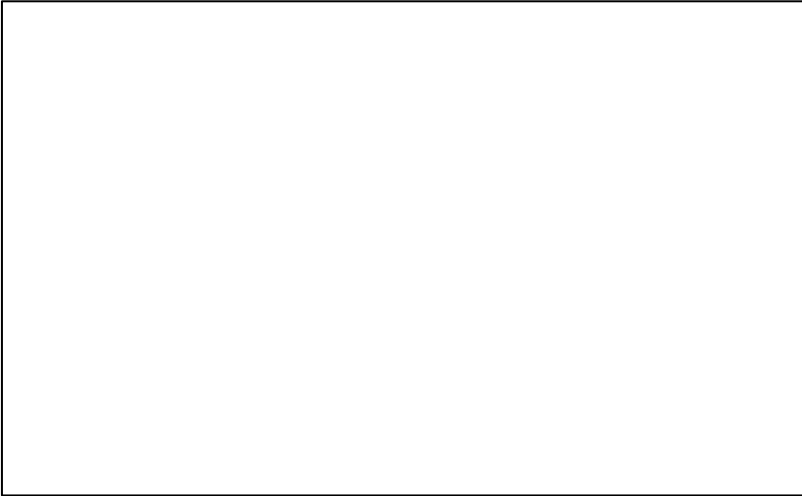
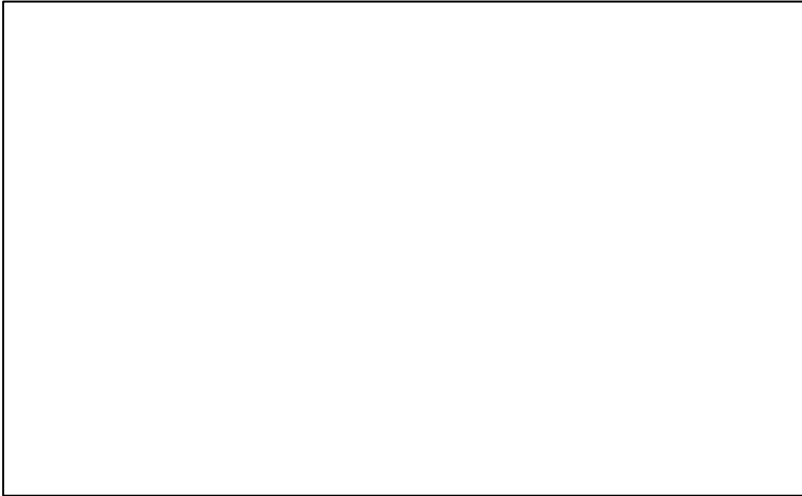
変更前	変更後	変更の理由
<p><u>外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p><u>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p style="text-align: center;">第14章 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第94条 所長は、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価の実施に係る措置を講ずる。</p> <p><u>(1) 保安活動に関する評価</u></p> <p>(イ) 原子炉施設の保安活動の実施状況について、平成17年2月1日までに評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(ロ) 原子炉施設の保安活動への最新の技術的知見の反映状況について、平成17年2月1日までに評価を行い、評価後、10年間を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p><u>(2) 経年変化に関する評価</u></p> <p>原子炉施設の経年変化について、平成17年2月1日までに技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、評価後<u>10年間の施設の保全のために実施すべき措置に関する保全計画を策定すること。また、技術的な評価及び保全計画について</u>10年を超えない期間毎に再評価及び策定を行うこと。</p> <p>第95条 (省略)</p> <p>(定期評価実施計画)</p> <p>第96条 定期評価委員会の委員長は、定期的な評価を行うに当たり、保安活動評価実施計画及び経年変化評価実施計画を策定し、所長の承認を受け</p>	<p style="text-align: center;">第14章 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第94条 所長は、<u>試験炉規則第14条の2に基づき</u>、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価の実施に係る措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安活動の実施状況について、平成17年2月1日までに評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 原子炉施設の保安活動への最新の技術的知見の反映状況について、平成17年2月1日までに評価を行い、評価後、10年間を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p><u>2 所長は、試験炉規則第9条の2に基づき、次に掲げるところにより、原子炉施設の高経年化に関する技術的評価を、実施しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 原子炉施設の経年劣化</u>について、平成17年2月1日までに技術的な評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>第95条 (変更なし)</p> <p>(定期評価実施計画)</p> <p>第96条 定期評価委員会の委員長は、定期的な評価を行うに当たり、保安活動評価実施計画及び経年劣化評価実施計画を策定し、所長の承認を受け</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更 法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更 法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の保安活動評価実施計画及び経年<u>変化</u>評価実施計画の承認に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(評価の実施と結果の報告)</p> <p>第97条 定期評価委員会の委員長は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価を終了した場合に、その結果を保安活動評価報告書及び経年<u>変化</u>評価報告書として取りまとめ、所長に報告する。</p> <p>(保安活動に関する評価結果の<u>尊重</u>)</p> <p>第98条 所長は、定期評価委員会の保安活動に関する評価結果に基づき、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定する。また、所長は、改善計画を理事長に報告し、実施する。</p> <p>2 所長は、前項の改善計画の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>(経年<u>変化</u>に関する評価結果の<u>尊重</u>)</p> <p>第99条 所長は、定期評価委員会の経年<u>変化</u>に関する評価結果に基づき、評価後10年間の<u>保全計画</u>を策定する。また、所長は、<u>保全計画</u>を理事長に報告し、実施する。</p> <p>2 所長は、前項の<u>保全計画</u>の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 所長は、第1項の<u>保全計画</u>について変更が必要になった場合、<u>施設の安全上問題のないことを条件に、保全計画</u>を変更することができるものとする。この場合、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p style="text-align: center;">第15章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第100条 所長は、表17<u>及び</u>表18に定めるところにより、原子炉施設</p>	<p>る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の保安活動評価実施計画及び経年<u>劣化</u>評価実施計画の承認に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>(評価の実施と結果の報告)</p> <p>第97条 定期評価委員会の委員長は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価を終了した場合に、その結果を保安活動評価報告書及び経年<u>劣化</u>評価報告書として取りまとめ、所長に報告する。</p> <p>(保安活動に関する評価結果に<u>基づく改善計画の策定</u>)</p> <p>第98条 所長は、定期評価委員会の保安活動に関する評価結果に基づき、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定する。また、所長は、改善計画を理事長に報告し、実施する。</p> <p>2 所長は、前項の改善計画の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>(経年<u>劣化</u>に関する評価結果に<u>基づく長期施設管理方針の策定</u>)</p> <p>第99条 所長は、定期評価委員会の経年<u>劣化</u>に関する評価結果に基づき、評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>を策定する。また、所長は、<u>長期施設管理方針</u>を理事長に報告し、実施する。</p> <p>2 所長は、前項の<u>長期施設管理方針</u>の策定に際し、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 所長は、第1項の<u>長期施設管理方針</u>について変更が必要になった場合、<u>当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針</u>を変更することができるものとする。この場合、室長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p style="text-align: center;">第15章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第100条 所長は、表17、<u>表18及び表19</u>に定めるところにより、原</p>	<p>に伴う記載の変更 法令及び規則の改正 に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正 に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正 に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正 に伴う記載の変更、 以下、本条において 同じ</p> <p>法令及び規則の改正</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>の保安に係る事項及び原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関する事項等（保安規定の遵守状況を含む。）の記録を適正に作成し、これを保存する。また、品質<u>保証</u>計画書に定めるところにより、保安活動以外の品質<u>保証</u>活動に係る記録を適正に作成し、これを保存する。</p> <p>2 所長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定する。</p> <p>3 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものでなければならない。</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第101条 室長は、原子炉施設について次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所長を<u>経由して理事長及び原子力規制委員会</u>に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき、又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。（原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）</p> <p>(3) 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(4) 火災により原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼防止の措置によるときを除く。</p> <p>(5) 原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(6) 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める「周辺監視区域の外の空気中の濃度限度」を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 原子炉施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のとき及び</p>	<p>子炉施設の保安に係る事項及び原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関する事項等（保安規定の遵守状況を含む。）の記録を適正に作成し、これを保存する。また、品質<u>マネジメント</u>計画書に定めるところにより、保安活動以外の品質<u>マネジメント</u>活動に係る記録を適正に作成し、これを保存する。</p> <p>2 所長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定する。</p> <p>3 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものでなければならない。</p> <p><u>4 記録の保管責任者は、総務班長とする。</u></p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第101条 室長は、原子炉施設について次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所長<u>及び原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき、又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。（原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）</p> <p>(3) 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(4) 火災により原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼防止の措置によるときを除く。</p> <p>(5) 原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(6) 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める「周辺監視区域の外の空気中の濃度限度」を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 原子炉施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のとき及び</p>	<p>に伴う記載の追加</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>記載の適正化（表 17 及び表 18 から保管責任者の記載を移したことによる変更）</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>その他漏えいの程度が軽微なときを除く。</p> <p>(9) 原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) 放射線業務従事者について第53条第1項に係る線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 室長は、前項の報告をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 故障等の発生の日時</p> <p>(2) 故障等の状況及び故障等に際してとった措置</p> <p>(3) 故障等の原因</p> <p>(4) 故障等後の措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>附 則</p> <p>施行期日：この規定は、昭和36年11月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和38年9月28日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和41年6月29日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和43年4月16日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和44年11月4日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和49年10月22日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和53年10月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和53年11月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和55年3月3日より施行する。</p>	<p>その他漏えいの程度が軽微なときを除く。</p> <p>(9) 原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) 放射線業務従事者について第53条第1項に係る線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 室長は、前項の報告をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 故障等の発生の日時</p> <p>(2) 故障等の状況及び故障等に際してとった措置</p> <p>(3) 故障等の原因</p> <p>(4) 故障等後の措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p><u>3 所長は、第1項の報告を受けた場合、直ちに理事長及び原子規制委員会へ報告する。</u></p> <p>附 則</p> <p>施行期日：この規定は、昭和36年11月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和38年9月28日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和41年6月29日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和43年4月16日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和44年11月4日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和49年10月22日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和53年10月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和53年11月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和55年3月3日より施行する。</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>施行期日：この規定は、昭和58年8月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和62年9月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成元年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成7年1月10日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成12年11月30日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成13年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成14年11月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成16年4月26日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成18年2月9日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成19年3月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成21年6月11日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成28年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成28年9月20日より施行する。ただし、管理区域の変更については、平成28年5月11日付け原規規発第16051112号で設置変更許可を受けた原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可に伴う使用前検査に合格後、実施する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成29年2月18日より施行する。ただし、管理区域の変更については、平成28年5月11日付け原規規発第16051112号で設置変更許可を受けた原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可に伴う使用前検査に合格後、実施する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成30年2月15日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成31年4月26日より施行する。</p>	<p>施行期日：この規定は、昭和58年8月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、昭和62年9月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成元年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成7年1月10日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成12年11月30日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成13年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成14年11月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成16年4月26日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成18年2月9日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成19年3月6日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成21年6月11日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成28年4月1日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成28年9月20日より施行する。ただし、管理区域の変更については、平成28年5月11日付け原規規発第16051112号で設置変更許可を受けた原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可に伴う使用前検査に合格後、実施する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成29年2月18日より施行する。ただし、管理区域の変更については、平成28年5月11日付け原規規発第16051112号で設置変更許可を受けた原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可に伴う使用前検査に合格後、実施する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成30年2月15日より施行する。</p> <p>施行期日：この規定は、平成31年4月26日より施行する。</p> <p><u>施行期日：この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、理事長が別に定める日から施行する。ただし、第53条第1項第2号の眼の水晶体の等価線量限度に関する変更については、令和3年4月1日より施行する。</u></p>	<p>記載の適正化 (施行期日の追加)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>図2 管理区域・職員出入口図（第44条、第49条関係）</p>  <p>表1 原子炉の核的制限値（第15条、19条、21条、22条関係） （表の変更なし）</p> <p>表8 作業時における放射線業務従事者の線量制限値 （第53条、55条、56条関係） （表の変更なし）</p> <p>表13 防護具類（第60条、74条関係） （表の変更なし）</p>	<p>図2 管理区域・<u>汚染のおそれのない管理区域</u>・職員出入口図（第44条、<u>第44条の2</u>、第49条関係）</p>  <p>表1 原子炉の核的制限値（第15条、<u>第19条</u>、<u>第21条</u>、<u>第22条</u>関係） （表の変更なし）</p> <p>表8 作業時における放射線業務従事者の線量制限値 （第53条、<u>第55条</u>、<u>第56条</u>関係） （表の変更なし）</p> <p>表13 防護具類（第60条、<u>第74条</u>関係） （表の変更なし）</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前		変更後		変更の理由
表 1 4 管理区域外へ移動する物品についての線量率及び表面密度限度 (第 35 条、49 条、61 条関係) (表の変更なし)		表 1 4 管理区域外へ移動する物品についての線量率及び表面密度限度 (第 35 条、 <u>第 41 条</u> 、 <u>第 49 条</u> 、 <u>第 61 条</u> 、 <u>第 61 条の 2</u> 関係) (表の変更なし)		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更 検査制度見直しに伴う記載の削除
表 1 5 施設定期自主検査項目及びその頻度 (第 62 条関係)		(削除)		
区分	施設及び系統	機器	検査項目	頻度
原子炉施設	原子炉建屋 (原子炉格納施設等含む)	原子炉建屋 (原子炉格納施設等含む)	外観検査	年 3 回以上
		防火窓	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
	火災区域境界	防火扉	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
原子炉本体	生体遮蔽タンク及び上蓋	生体遮蔽タンク及び上蓋	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
	原子炉燃料板	原子炉燃料板	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
	原子炉燃料体	原子炉燃料体	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
			FP 検査	施設定期検査を受ける時期毎
	炉心支持構造物	反射体	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎
			燃料タンク	外観検査
			漏えい検査	施設定期検査を受ける時期毎
		減速材	温度検査	施設定期検査を受ける時期毎
			出力校正検査	施設定期検査を受ける時期毎
	減速材温度計	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎	
	反応度制御系統	調整棒	開放検査	施設定期検査を受ける時期毎
			作動検査	年 3 回以上
			反応度抑制効果検査	年 3 回以上
	原子炉停止系統	シム安全棒	開放検査	施設定期検査を受ける時期毎
			作動検査	年 3 回以上
			反応度抑制効果検査	年 3 回以上
			スクラム時間検査	毎月 1 回
安全棒 # 1		開放検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		作動検査	年 3 回以上	
		反応度抑制効果検査	年 3 回以上	
	スクラム時間検査	毎月 1 回		
安全棒 # 2	開放検査	施設定期検査を受ける時期毎		

変更前			変更後		変更の理由
			作動検査	期毎	
			反応度抑制効果検査	年3回以上	
			スクラム時間検査	毎月1回	
		独立中性子吸収体	外観検査	年3回以上	
実験設備	原子炉実験設備	炉心上部実験設備（A設備）	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		炉心上部実験設備（B設備）	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		炉心上部実験設備（C設備）	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		ストリンガー	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
原子炉制御室	安全保護系統	インターロック系列	運動装置作動検査	年3回以上	
		B系列（炉心中性子束）	点検校正検査	年3回以上	
	計測制御系統	プロセス計装設備（地震検出計）	作動値確認検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		プロセス計装設備（生体遮蔽タンク水位計）	作動値確認検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		警報設備	警報装置作動検査	年3回以上	
	中性子計装設備	計測制御系統	緊急しゃ断のための性能検査	毎月1回	
		起動系	点検校正検査	年3回以上	
		中間出力系	点検校正検査	年3回以上	
		出力系	点検校正検査	年3回以上	
	異常事態時原子炉停止装置	異常事態時原子炉停止装置	作動検査	年3回以上	
核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉燃料体一時保管設備	未臨界性検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		燃料板保管容器	未臨界性検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		燃料板保管容器収納庫固縛治具	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
放射線管理施設	監視設備	放射線監視設備（放射線エリアモニタ）	警報装置作動検査	年2回以上	
			外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
			点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		放射線監視設備（排気モニタ）	警報装置作動検査	年2回以上	
			外観検査	施設定期検査を受ける時期毎	
		点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎		
		γ線用サーベイメータ	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎	
中性子線用サーベイメータ	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎			
表面汚染測定用サーベイメータ	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎			

変更前					変更後					変更の理由
		ハンドフットクロスモニタ (汚染検査室)	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		試料放射能計数装置	点検校正検査	施設定期検査を受ける時期毎						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排風機	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
放射性廃棄物の保管施設	固体廃棄物保管室	固体廃棄物保管室	貯蔵能力検査	施設定期検査を受ける時期毎						
その他原子炉の附属施設	防火設備	消火設備	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		火災感知設備	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
	通信連絡設備	一般回線	員数検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		災害時優先回路	員数検査	施設定期検査を受ける時期毎						
	安全避難通路	安全避難通路	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		誘導灯	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		避難用照明	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
		携帯用照明	外観検査	施設定期検査を受ける時期毎						
ただし、頻度が年2回以上及び年3回以上の検査については、その1回は施設定期検査を受ける時期に行う。										
表 1.6 緊急作業に従事する要員に係る保安教育・訓練 (第 52 条の 2、83 条の 2、86 条関係)					表 1.5 緊急作業に従事する要員に係る保安教育・訓練 (第 52 条の 2、 <u>第 83 条</u> の 2、 <u>第 86 条</u> 関係)					表番号の繰上げ及び記載の適正化
分類	項目		時間 (*1)		分類	項目		時間 (*1)		教育内容の見直しに伴う時間数の変更 教育内容の見直しに伴う時間数の変更
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）		3 時間以上		緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）		1 時間以上		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造並びに取扱いの方法に関する知識		2 時間以上			緊急作業で使用する施設及び設備の構造並びに取扱いの方法に関する知識		1 時間以上		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識		1 時間以上			電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識		1 時間以上		
	関係法令		0.5 時間以上			関係法令		0.5 時間以上		

変更前				変更後				変更の理由																			
<p>実施すべき場合：①その者を緊急作業に従事する要員として選定しようとするとき及び教育実施後に変更が生じた場合には随時</p> <p>②各項目の変更・改正があったときは、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。</p> <p>(*1) 実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。</p>				<p>実施すべき場合：①その者を緊急作業に従事する要員として選定しようとするとき及び教育実施後に変更が生じた場合には随時</p> <p>②各項目の変更・改正があったときは、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。</p> <p>(*1) 実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。</p>				教育内容の見直しに伴う時間数の変更 教育内容の見直しに伴う時間数の変更																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間(*2)</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業について の訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td><u>3</u>時間以上</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)</td> <td><u>3</u>時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*2) 実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。</p> <p>(*3) 緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>				分類	項目	時間(*2)	実施頻度		緊急作業について の訓練	緊急作業の方法	<u>3</u> 時間以上	1回/年	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)	<u>3</u> 時間以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間(*2)</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業について の訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td><u>1</u>時間以上</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)</td> <td><u>1</u>時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*2) 実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。</p> <p>(*3) 緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>				分類	項目	時間(*2)	実施頻度	緊急作業について の訓練	緊急作業の方法	<u>1</u> 時間以上	1回/年	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)
分類	項目	時間(*2)	実施頻度																								
緊急作業について の訓練	緊急作業の方法	<u>3</u> 時間以上	1回/年																								
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)	<u>3</u> 時間以上																									
分類	項目	時間(*2)	実施頻度																								
緊急作業について の訓練	緊急作業の方法	<u>1</u> 時間以上	1回/年																								
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い(*3)	<u>1</u> 時間以上																									

変更前	変更後	変更の理由																																																															
(記載なし)	<p><u>表 1 6 保安教育実施方針</u></p> <p style="text-align: center;">表 1 6 保安教育実施方針 (第 8 3 条及び第 8 5 条の 2 関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">放射線業務従事者</th> <th colspan="4">放射線業務従事者以外の者</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">新規教育(*1)</th> <th rowspan="2">再教育</th> <th colspan="2">所員・警備員</th> <th rowspan="2">教育運転受講者</th> <th rowspan="2">一時立入者(*2)</th> </tr> <tr> <th>新規教育</th> <th>再教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施時期</td> <td>放射線従事者登録前</td> <td>1 回以上/年</td> <td>新規配属時</td> <td>1 回以上/年</td> <td>受講時</td> <td>一時立ち入りを 実施する前</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関する こと</td> <td>1 時間以上</td> <td>0.5 時間以上</td> <td rowspan="3">1 時間以上</td> <td rowspan="3">1 時間以上</td> <td rowspan="3">1 時間以上</td> <td rowspan="3">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能及び運転に関する こと</td> <td>3 時間以上</td> <td>0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関する こと</td> <td>1 時間以上</td> <td>0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td>非常の場合に講ずべき 処置に関すること</td> <td>0.5 時間以上</td> <td>1 時間以上 (*3)</td> <td>—</td> <td>0.5 時間以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと</td> <td>0.5 時間以上</td> <td>0.5 時間以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 各項目又は事項の一部に関し十分な知識及び技能を有している者に対しては、当該項目又は事項についての保安教育を省略することができる。 *2: 見学者については必要な項目を必要な時間実施する。 *3: 所員以外の者に対しては、0.5 時間以上とする。</p>		放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者				新規教育(*1)	再教育	所員・警備員		教育運転受講者	一時立入者(*2)	新規教育	再教育	実施時期	放射線従事者登録前	1 回以上/年	新規配属時	1 回以上/年	受講時	一時立ち入りを 実施する前	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	1 時間以上	0.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上	1 時間以上	0.5 時間以上	原子炉施設の構造、性能及び運転に関する こと	3 時間以上	0.5 時間以上	放射線管理に関する こと	1 時間以上	0.5 時間以上	非常の場合に講ずべき 処置に関すること	0.5 時間以上	1 時間以上 (*3)	—	0.5 時間以上			核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと	0.5 時間以上	0.5 時間以上	—	—			法令及び規則の改正に伴う記載の追加に係る変更														
	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者																																																														
	新規教育(*1)		再教育	所員・警備員		教育運転受講者	一時立入者(*2)																																																										
		新規教育		再教育																																																													
実施時期	放射線従事者登録前	1 回以上/年	新規配属時	1 回以上/年	受講時	一時立ち入りを 実施する前																																																											
関係法令及び保安規定の遵守に関する こと	1 時間以上	0.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上	1 時間以上	0.5 時間以上																																																											
原子炉施設の構造、性能及び運転に関する こと	3 時間以上	0.5 時間以上																																																															
放射線管理に関する こと	1 時間以上	0.5 時間以上																																																															
非常の場合に講ずべき 処置に関すること	0.5 時間以上	1 時間以上 (*3)	—	0.5 時間以上																																																													
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと	0.5 時間以上	0.5 時間以上	—	—																																																													
<p>表 1 7 試験炉規則第 6 条に基づく記録 (第 1 0 0 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録の名称</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の検査記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ. 使用前検査の結果</td> <td>・使用前検査記録 ・使用前検査合格証</td> <td>検査のつど</td> <td>同一事項に関する次の検査までの期間</td> <td>総務班長</td> </tr> <tr> <td>ロ. 施設定期検査の結果</td> <td>・施設定期検査記録 ・施設定期検査合格証</td> <td>検査のつど</td> <td>同一事項に関する次の検査までの期間</td> <td>総務班長</td> </tr> <tr> <td>ハ. 施設定期自主検査の結果 (第 6 2 条関係)</td> <td>・施設定期自主検査報告書</td> <td>検査のつど</td> <td>同一事項に関する次の検査までの期間</td> <td>総務班長</td> </tr> <tr> <td>2. 運転記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)</td> <td>・運転報告書 (運転時間—出力図)</td> <td>連続して (運転中)</td> <td>10 年間</td> <td>総務班長</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	1. 原子炉施設の検査記録					イ. 使用前検査の結果	・使用前検査記録 ・使用前検査合格証	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長	ロ. 施設定期検査の結果	・施設定期検査記録 ・施設定期検査合格証	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長	ハ. 施設定期自主検査の結果 (第 6 2 条関係)	・施設定期自主検査報告書	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長	2. 運転記録					イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)	・運転報告書 (運転時間—出力図)	連続して (運転中)	10 年間	総務班長	<p>表 1 7 試験炉規則第 6 条に基づく記録 (第 1 0 0 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録の名称</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ. 使用前確認の結果</td> <td>・使用前確認記録 ・使用前確認証</td> <td>確認のつど</td> <td>同一事項に関する次の確認までの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>・施設管理記録</td> <td>施設管理の実施のつど</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ハ. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者氏名</td> <td>・施設管理方針等評価結果</td> <td>評価のつど</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 運転記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)</td> <td>・運転報告書 (運転時間—出力図)</td> <td>連続して (運転中)</td> <td>10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	1. 原子炉施設の管理に係る記録				イ. 使用前確認の結果	・使用前確認記録 ・使用前確認証	確認のつど	同一事項に関する次の確認までの期間	ロ. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	・施設管理記録	施設管理の実施のつど	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ハ. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者氏名	・施設管理方針等評価結果	評価のつど	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 運転記録				イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)	・運転報告書 (運転時間—出力図)	連続して (運転中)	10 年間	保存責任者を本文に記載したことによる削除、以下この表において同じ 法令及び規則の改正に伴う記載の変更 法令及び規則の改正に伴う記載の変更 法令及び規則の改正に伴う記載の変更
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者																																																													
1. 原子炉施設の検査記録																																																																	
イ. 使用前検査の結果	・使用前検査記録 ・使用前検査合格証	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長																																																													
ロ. 施設定期検査の結果	・施設定期検査記録 ・施設定期検査合格証	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長																																																													
ハ. 施設定期自主検査の結果 (第 6 2 条関係)	・施設定期自主検査報告書	検査のつど	同一事項に関する次の検査までの期間	総務班長																																																													
2. 運転記録																																																																	
イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)	・運転報告書 (運転時間—出力図)	連続して (運転中)	10 年間	総務班長																																																													
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間																																																														
1. 原子炉施設の管理に係る記録																																																																	
イ. 使用前確認の結果	・使用前確認記録 ・使用前確認証	確認のつど	同一事項に関する次の確認までの期間																																																														
ロ. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	・施設管理記録	施設管理の実施のつど	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																														
ハ. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者氏名	・施設管理方針等評価結果	評価のつど	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																														
2. 運転記録																																																																	
イ. 熱出力及び温度 (第 1 4 条関係)	・運転報告書 (運転時間—出力図)	連続して (運転中)	10 年間																																																														

変更前					変更後					変更の理由
ロ、原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	該当冷却材なし	—	—	=	ロ、原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	該当冷却材なし	—	—		
ハ、制御材の位置 (第14条関係)	・原子炉運転記録	1回/時 (運転中)	10年間	総務班長	ハ、制御材の位置 (第14条関係)	・原子炉運転記録	1回/時 (運転中)	1年間		
ニ、再結合装置内の温度	該当装置なし	—	—	=	ニ、再結合装置内の温度	該当装置なし	—	—		
ホ、減速材の純度及び毎日の補給量	・減速材純度測定表	1回/日 (運転日)	10年間	総務班長	ホ、減速材の純度及び毎日の補給量	・減速材純度測定表	1回/日 (運転日)	1年間		
ヘ、燃料体の配置 (第38条関係)	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	配置替えの つど	取出後10年間	総務班長	ヘ、燃料体の配置 (第38条関係)	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	配置替えのつど	取出後10年間		
ト、原子炉（臨界実験装置に限る）内における燃料体等の種類、数量	臨界実験装置に 該当しない	—	—	=	ト、原子炉（臨界実験装置に限る）内における燃料体等の種類、数量	臨界実験装置に 該当しない	—	—		
チ、運転開始前及び運転停止後の点検 (第18条関係)	・運転開始前点検表 ・原子炉運転記録 (原子炉停止点検)	開始停止の つど	10年間	総務班長	チ、運転開始前及び運転停止後の点検 (第18条関係)	・運転開始前点検表 ・原子炉運転記録 (原子炉停止点検)	開始停止のつど	1年間		
リ、運転開始、臨界到達、緊急遮断及び運転停止の時刻 (第14条関係)	・運転報告書 ・原子炉運転記録	そのつど	10年間	総務班長	リ、運転開始、臨界到達、緊急遮断及び運転停止の時刻 (第14条関係)	・運転報告書 ・原子炉運転記録	そのつど	1年間		
ヌ、警報装置から発せられた警報の内容 (第27条、第43条関係)	・警報の記録	そのつど	1年間	総務班長	ヌ、警報装置から発せられた警報の内容 (第27条、第43条関係)	・警報の記録	そのつど	1年間		
ル、運転責任者及び運転員の氏名並びに交代の時刻及び引継事項 (第14条関係)	・原子炉利用・運転申込書 ・原子炉運転記録	運転開始及び交代の つど	10年間	総務班長	ル、運転責任者及び運転員の氏名並びに交代の時刻及び引継事項 (第14条関係)	・原子炉利用・運転申込書 ・原子炉運転記録	運転開始及び交代の つど	1年間		
3. 燃料体の記録					3. 燃料体の記録					
イ、燃料体の種類別の受渡数量（第40条関係）	・原子炉燃料体の受渡数量記録（種類別）	受渡しのつど	10年間	総務班長	イ、燃料体の種類別の受渡数量（第40条関係）	・原子炉燃料体の受渡数量記録（種類別）	受渡しのつど	10年間		
ロ、原子炉への燃料体の種類別の挿入量 (第38条関係)	・装荷燃料変更作業報告書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	挿入のつど	取出後10年間	総務班長	ロ、原子炉への燃料体の種類別の挿入量 (第38条関係)	・装荷燃料変更作業報告書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	挿入のつど	取出後10年間		
ハ、使用済燃料の種類別の取出量	・使用済燃料の取出量記録（種類別）	取出しのつど	10年間	総務班長	ハ、使用済燃料の種類別の取出量	・使用済燃料の取出量記録（種類別）	取出しのつど	10年間		
ニ、取り出した使用済燃料の燃焼度	・取出し使用済燃料の燃焼度記録	取出しのつど	10年間	総務班長	ニ、取り出した使用済燃料の燃焼度	・取出し使用済燃料の燃焼度記録	取出しのつど	10年間		

変更前					変更後					変更の理由
ホ、使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	・使用済燃料体の貯蔵施設内配置	配置又は配置替えのつど	10年間	総務班長	ホ、使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	・使用済燃料体の貯蔵施設内配置	配置又は配置替えのつど	5年間		記載の適正化
ヘ、使用済燃料の種類別の払出量等	・使用済燃料の払出量等記録（種類別）	払出しのつど	10年間	総務班長	ヘ、使用済燃料の種類別の払出量等	・使用済燃料の払出量等記録（種類別）	払出しのつど	10年間		
ト、燃料体の形状又は性状に関する検査の結果（第40条関係）	・装荷燃料変更作業報告書	挿入前及び取出後	取出後10年間	総務班長	ト、燃料体の形状又は性状に関する検査の結果（第40条関係）	・装荷燃料変更作業報告書	挿入前及び取出後	取出後10年間		
4.放射線管理記録					4.放射線管理記録					
イ、放射線遮へい体壁における線量率（第56条関係）	・原子炉運転中における線量測定記録	1回/日（運転中）	10年間	総務班長	イ、放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（第56条関係）	・原子炉運転中における線量測定記録	1回/日（運転中）	10年間		
ロ、排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度及び排水前廃液中の濃度（第43条、第44条関係）	・排気モニタによるガスβの放射能濃度 ・採水法による廃水中放射性物質濃度・放出量	1回/日 1回/3月 排水のつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	ロ、排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度及び排水前廃液中の濃度（第43条、第44条関係）	・排気モニタによるガスβの放射能濃度 ・採水法による廃水中放射性物質濃度・放出量	1回/日 1回/3月 排水のつど	10年間 10年間		
ハ、管理区域における外部放射線に係る週間線量当量、空气中放射性物質週間平均濃度及び表面密度（第56、43、44条関係）	・放射線エリアモニタによる線量率結果 ・管理区域内空气中放射性物質濃度 ・原子炉施設内におけるスミア法による表面密度の測定	1回/週 1回/週 1回/週	10年間 10年間 10年間	総務班長 総務班長 総務班長	ハ、管理区域における外部放射線に係る週間線量当量、空气中放射性物質週間平均濃度及び表面密度（第56条、第43条、第44条関係）	・放射線エリアモニタによる線量率結果 ・管理区域内空气中放射性物質濃度 ・原子炉施設内におけるスミア法による表面密度の測定	1回/週 1回/週 1回/週	10年間 10年間 10年間		
ニ、放射線業務従事者の年間線量及び女子の3月間の線量（第52条関係）	・放射線業務従事者の年間被ばく線量記録等 ・放射線業務従事者の3月間被ばく線量記録	1回/年 1回/3月	指定機関に引き渡すまでの期間 指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長 総務班長	ニ、放射線業務従事者の年間線量及び女子の3月間の線量（第52条関係）	・放射線業務従事者の年間被ばく線量記録等 ・放射線業務従事者の3月間被ばく線量記録	1回/年 1回/3月	指定機関に引き渡すまでの期間 指定機関に引き渡すまでの期間		
ホ、1年間20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の5年間線量（第52条関係）	・放射線業務従事者の年間被ばく線量記録等	1回/当該年度	指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長	ホ、1年間20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の5年間線量（第52条関係）	・放射線業務従事者の年間被ばく線量記録等	1回/当該年度	指定機関に引き渡すまでの期間		
ヘ、業務に就く日以前の被ばく歴（第52条関係）	・放射線業務従事者被ばく歴	業務に就くとき	指定期間に引き渡すまでの期間	総務班長	ヘ、業務に就く日以前の被ばく歴（第52条関係）	・放射線業務従事者被ばく歴	業務に就くとき	指定期間に引き渡すまでの期間		
ト、放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第52条の2関係）	・緊急作業への従事と線量の記録	そのつど	指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長	ト、放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第52条の2関係）	・緊急作業への従事と線量の記録	そのつど	指定機関に引き渡すまでの期間		

変更前				変更後				変更の理由		
<p>チ、廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第41条関係)</p> <p>リ、放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 (第41条関係)</p> <p>ヌ、放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合にはその状況及び担当者の氏名 (イの一部、トの事項は該当しない)</p>	<p>・放射性固体廃棄物記録</p> <p>・放射性固体廃棄物記録</p> <p>・放射性汚染事例の状況記録</p>	<p>廃棄のつど</p> <p>封入又は固型化のつど</p> <p>防止及び除去のつど</p>	<p>解体までの期間</p> <p>解体までの期間</p> <p>10年間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>チ、廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第41条関係)</p> <p>リ、放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 (第41条関係)</p> <p>ヌ、放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合にはその状況及び担当者の氏名 (第50条関係) (イの一部、トの事項は該当しない)</p>	<p>・放射性固体廃棄物記録</p> <p>・放射性固体廃棄物記録</p> <p>・放射性汚染事例の状況記録</p>	<p>廃棄のつど</p> <p>封入又は固型化のつど</p> <p>防止及び除去のつど</p>	<p>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>10年間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>
<p><u>5. 保守記録</u></p> <p><u>イ、原子炉施設の巡視点検及び点検の状況並びにその担当者の氏名</u> (第17条関係)</p> <p><u>ロ、原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名</u> (第65、66条関係)</p>	<p>・原子炉施設巡視点検記録 (A, B, C)</p> <p>・原子炉施設の修理及び改修の記録</p>	<p>1回/日</p> <p>修理のつど</p>	<p>10年間</p> <p>10年間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の削除、以下、号番号の繰上げ</p>	
<p><u>6. 原子炉施設における放射線の利用記録</u> (第15条関係)</p> <p>イ、利用目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量</p> <p>ロ、原子炉に挿入された物質の種類及び量</p>	<p>・原子炉利用・運転申込書</p> <p>・原子炉利用・運転申込書 ・照射試料の誘導放射能計算</p>	<p>利用のつど</p> <p>利用のつど</p>	<p>10年間</p> <p>10年間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p><u>5. 原子炉施設における放射線の利用記録</u> (第15条関係)</p> <p>イ、利用の目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量</p> <p>ロ、原子炉に挿入された物質の種類及び量</p>	<p>・原子炉利用・運転申込書</p> <p>・原子炉利用・運転申込書 ・照射試料の誘導放射能計算</p>	<p>利用のつど</p> <p>利用のつど</p>	<p>1年間</p> <p>1年間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>記載の適正化</p>
<p><u>7. 原子炉施設等の事故記録</u> (第10章及び第101条関係)</p> <p>イ、事故の発生及び復旧の時</p> <p>ロ、事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p>・原子炉施設における事故への対応記録</p> <p>・原子炉施設における事故への対応記録</p>	<p>そのつど</p> <p>そのつど</p>	<p>原子炉解体までの期間</p> <p>原子炉解体までの期間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>イ、事故の発生及び復旧の日時</p> <p>ロ、事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p>・原子炉施設における事故への対応記録</p> <p>・原子炉施設における事故への対応記録</p>	<p>そのつど</p> <p>そのつど</p>	<p>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</p>	<p>総務班長</p> <p>総務班長</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更、以下、この項において</p>

変更前					変更後					変更の理由
ハ、事故の原因	・原子炉施設における事故への対応記録	そのつど	<u>原子炉解体までの期間</u>	<u>総務班長</u>	ハ、事故の原因	・原子炉施設における事故への対応記録	そのつど	<u>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</u>		て同じ
ニ、事故後の処置	・原子炉施設における事故への対応記録	そのつど	<u>原子炉解体までの期間</u>	<u>総務班長</u>	ニ、事故後の処置	・原子炉施設における事故への対応記録	そのつど	<u>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</u>		
8. 気象記録 (第43条の2関係)					7. 気象記録 (第43条の2関係)					記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
イ、風向及び風速	・気象データ測定記録	連続	10年間	<u>総務班長</u>	イ、風向及び風速	・気象データ測定記録	連続して	10年間		
ロ、降雨量	・気象データ測定記録	連続	10年間	<u>総務班長</u>	ロ、降雨量	・気象データ測定記録	連続して	10年間		
ハ、大気温度	・気象データ測定記録	連続	10年間	<u>総務班長</u>	ハ、大気温度	・気象データ測定記録	連続して	10年間		
9. 保安教育の記録 (第83、84、85条関係)					8. 保安教育の記録 (第83条、第83条の2、第85条の2関係)					記載の適正化
イ、保安教育の実施計画	・保安教育実施記録	策定のつど	3年間	<u>総務班長</u>	イ、保安教育の実施計画	・保安教育実施記録	策定のつど	3年間		
ロ、保安教育の実施日時及び項目	・保安教育実施記録	実施のつど	3年間	<u>総務班長</u>	ロ、保安教育の実施日時及び項目	・保安教育実施記録	実施のつど	3年間		
ハ、保安教育を受けた者の氏名	・保安教育実施記録	実施のつど	3年間	<u>総務班長</u>	ハ、保安教育を受けた者の氏名	・保安教育実施記録	実施のつど	3年間		
(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	・廃止措置に関する記録	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了のつど	<u>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</u>		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更 法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更 法令及び規則の改正に伴う記載の削除
10. 原子炉施設の定期的評価の結果 (第97・99条関係)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	10. 原子炉施設の定期的な評価の結果 (第97条・第99条関係)	・原子炉施設の定期評価の結果の記録	評価のつど	<u>廃止措置計画の認可をうけるまでの期間</u>		
イ、保安活動の評価結果	・保安活動評価報告書	評価のつど	<u>原子炉解体までの期間</u>	<u>総務班長</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
ロ、経年変化の評価結果	・経年変化評価報告書	評価のつど	<u>原子炉解体までの期間</u>	<u>総務班長</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
ハ、施設の保全計画	・施設保全計画書	策定のつど	<u>原子炉解体までの期間</u>	<u>総務班長</u>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
11. 品質保証計画 (第13章関係)	・品質保証計画書 (記載なし)	策定及び改定のつど	<u>改定の後10年間及び次の改定の後3年間</u>	<u>総務班長</u>	11. 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く) (第13章関係)	・品質方針及び品質目標 ・第90条に定める品質マネジメント計画	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	<u>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</u>		法令及び規則の改正に伴う記載の変更

変更前					変更後				変更の理由
表 1 8 試験炉規則第 6 条に基づく記録以外の記録 (第 1 0 0 条関係)					表 1 8 試験炉規則第 6 条に基づく記録以外の記録 (第 1 0 0 条関係)				
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者を本文に記載したことによる削除、以下この表において同じ
第 2 章 組織及び職務					第 2 章 組織及び職務				
第 5 条 組織	・緊急連絡通報組織図	改定のつど	次の改定までの期間	総務班長	第 5 条 組織	・緊急連絡通報組織図	改定のつど	次の改定までの期間	
第 7 条 原子力研究所利用・管理委員会	・利用・管理委員会記録	1 回/年	10 年間	総務班長	第 7 条 原子力研究所利用・管理委員会	・利用・管理委員会記録	1 回/年	10 年間	
第 8 条 原子炉施設安全委員会	・安全委員会議事録	1 回/年	10 年間	総務班長	第 8 条 原子炉施設安全委員会	・安全委員会議事録	1 回/年	10 年間	
第 3 章 運転管理					第 3 章 運転管理				
第 1 4 条 運転上の遵守事項	・原子炉運転記録	運転のつど	10 年間	総務班長	第 1 4 条 運転上の遵守事項	・原子炉運転記録	運転のつど	10 年間	
第 1 5 条 運転計画及び運転許可					第 1 5 条 運転計画及び運転許可				
第 1 項	・研究計画申請書 ・使用登録申請書	年度はじめ	10 年間	総務班長	第 1 項	・研究計画申請書 ・使用登録申請書	年度はじめ	10 年間	
第 2、3 項	・運転計画	年度はじめ	10 年間	総務班長	第 2、3 項	・運転計画	年度はじめ	10 年間	
第 4 項	・原子炉利用・運転申込書	申込のつど	10 年間	総務班長	第 4 項	・原子炉利用・運転申込書	申込のつど	10 年間	
第 5 項	・週間運転計画	運転週ごと	10 年間	総務班長	第 5 項	・週間運転計画	運転週ごと	10 年間	
第 6 項	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書 ・原子炉施設巡視点検記録 (B)	申込のつど 1 回/日	10 年間	総務班長	第 6 項	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書 ・原子炉施設巡視点検記録 (B)	申込のつど 1 回/日	10 年間	
第 7 項	・原子炉利用・運転申込書	申込のつど	10 年間	総務班長	第 7 項	・原子炉利用・運転申込書	申込のつど	10 年間	
第 1 6 条 運転者					第 1 6 条 運転者				
第 1 項	・原子炉利用・運転申込書、 運転許可書	申込のつど	10 年間	総務班長	第 1 項	・原子炉利用・運転申込書、 運転許可書	申込のつど	10 年間	
第 2 項	・原子炉運転記録	運転開始・交代時	10 年間	総務班長	第 2 項	・原子炉運転記録	運転開始・交代時	10 年間	
第 3 項	・原子炉運転責任者認定報告書 ・原子炉運転責任者有資格者一覧	認定のつど	10 年間	総務班長	第 3 項	・原子炉運転責任者認定報告書 ・原子炉運転責任者有資格者一覧	認定のつど	10 年間	
第 4 項	・原子炉補助運転者有資格者一覧	認定のつど	10 年間	総務班長	第 4 項	・原子炉補助運転者有資格者一覧	認定のつど	10 年間	
第 6 項	・原子炉運転記録	運転開始・交代時	10 年間	総務班長	第 6 項	・原子炉運転記録	運転開始・交代時	10 年間	
第 1 7 条 巡視点検	・原子炉施設巡視点検記録 (B)	1 回/日	10 年間	総務班長	第 1 7 条 巡視点検	・原子炉施設巡視点検記録 (B)	1 回/日	10 年間	
第 1 8 条 起動前、停止後の措置					第 1 8 条 起動前、停止後の措置				
第 6 項	・運転報告書	運転終了後	10 年間	総務班長	第 6 項	・運転報告書	運転終了後	10 年間	

変更前					変更後					変更の理由
第19条 原子炉の核的制限値	・施設定期自主検査報告書	検査のつど	10年間	総務班長	第19条 原子炉の核的制限値	・定期事業者検査報告書	検査のつど	10年間		
第20条 原子炉の熱的制限値等					第20条 原子炉の熱的制限値等					
第1項	・原子炉運転記録	1回/時 (運転中)	10年間	総務班長	第1項	・原子炉運転記録	1回/時 (運転中)	10年間		
	・原子炉運転状況・利用目的別明細	4回/年	10年間	総務班長		・原子炉運転状況・利用目的別明細	4回/年	10年間		
	・原子炉運転状況・利用目的別明細	4回/年	10年間	総務班長		・原子炉運転状況・利用目的別明細	4回/年	10年間		
第21条 実験物又は照射試料の反応度	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書 ・運転報告書 ・原子炉運転記録	出し入れのつど	10年間	総務班長	第21条 実験物又は照射試料の反応度	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書 ・運転報告書 ・原子炉運転記録	出し入れのつど	10年間		
第22条 制御棒の停止余裕					第22条 制御棒の停止余裕					
第1項	・施設定期自主検査報告書	検査のつど	10年間	総務班長	第1項	・定期事業者検査報告書	検査のつど	10年間		
第2～4項	・運転報告書 ・原子炉運転記録	そのつど	10年間	総務班長	第2～4項	・運転報告書 ・原子炉運転記録	そのつど	10年間		
第23条 制御棒のスクラム時間	・施設定期自主検査報告書	1回/月	10年間	総務班長	第23条 制御棒のスクラム時間	・定期事業者検査報告書	1回/月	10年間		
第24条 スクラム系列	・運転開始前点検表	運転開始前	10年間	総務班長	第24条 スクラム系列	・運転開始前点検表	運転開始前	10年間		
第25条 警報設備	・運転開始前点検表	運転開始前	10年間	総務班長	第25条 警報設備	・運転開始前点検表	運転開始前	10年間		
第27条 異常時の措置					第27条 異常時の措置					
第1項	・原子炉施設巡視点検記録(B) ・原子炉施設の修理及び改造の記録	1回/日 そのつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第1項	・原子炉施設巡視点検記録(B) ・原子炉施設の修理及び改造の記録	1回/日 そのつど	10年間 10年間		
第2項	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間	総務班長	第2項	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間		
第3項	・原子炉施設の修理及び改造の記録	そのつど	10年間	総務班長	第3項	・原子炉施設の修理及び改造の記録	そのつど	10年間		
第4、5項	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間	総務班長	第4、5項	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間		
第28条 原子炉スクラム後の再起動	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間	総務班長	第28条 原子炉スクラム後の再起動	・原子炉運転記録 ・運転報告書	そのつど	10年間		
第29条 地震発生時の措置	・原子炉運転記録 ・地震の際の点検表	そのつど	10年間	総務班長	第29条 地震発生時の措置	・原子炉運転記録 ・地震の際の点検表	そのつど	10年間		
第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転					第4章 試験運転、訓練運転及び教育運転					
第30条 試験運転計画	・試験運転計画書 ・週間運転計画	そのつど	10年間	総務班長	第30条 試験運転計画	・試験運転計画書 ・週間運転計画	そのつど	10年間		

変更前				変更後				変更の理由	
第32条 訓練運転計画	・訓練運転計画書 ・週間運転計画 ・保安教育実施記録	そのつど そのつど 実施のつど	10年間 10年間 3年間	総務班長 総務班長 総務班長	第32条 訓練運転計画	・訓練運転計画書 ・週間運転計画 ・保安教育実施記録	そのつど そのつど 実施のつど	10年間 10年間 3年間	
第33条 訓練運転の運転管理	・訓練運転計画書	そのつど	10年間	総務班長	第33条 訓練運転の運転管理	・訓練運転計画書	そのつど	10年間	
第34条 訓練運転の指導	・訓練運転計画書	そのつど	10年間	総務班長	第34条 訓練運転の指導	・訓練運転計画書	そのつど	10年間	
第34条の2 教育運転計画	・教育運転計画書 ・週間運転計画書 ・保安教育実施記録	そのつど そのつど 実施のつど	10年間 10年間 3年間	総務班長 総務班長 総務班長	第34条の2 教育運転計画	・教育運転計画書 ・週間運転計画書 ・保安教育実施記録	そのつど そのつど 実施のつど	10年間 10年間 3年間	
第34条の4 教育運転の指導	・教育運転計画書	そのつど	10年間	総務班長	第34条の4 教育運転の指導	・教育運転計画書	そのつど	10年間	
第5章 核燃料管理					第5章 核燃料管理				
第35条 管理区域外における核燃料物質の運搬	・管理区域外における核燃料物質運搬記録	運搬のつど	10年間	総務班長	第35条 核燃料物質の運搬	・管理区域外における核燃料物質運搬記録	運搬のつど	10年間	
第36条 核燃料物質の貯蔵 第1項	・核燃料物質実在庫量(原子炉用)	貯蔵及び取出のつど	10年間	総務班長	第36条 核燃料物質の貯蔵 第1項	・核燃料物質実在庫量(原子炉用)	貯蔵及び取出のつど	10年間	
第2、3項	・貯蔵施設点検表	2回/年	10年間	総務班長	第2、3項	・貯蔵施設点検表	2回/年	10年間	
第37条 実験用核燃料の使用	・実験用核燃料利用申込書 ・利用許可書 ・利用報告書 ・ <input type="checkbox"/> 利用申込書 ・利用許可書 ・利用報告書	使用のつど 使用のつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第37条 実験用核燃料の使用	・実験用核燃料利用申込書 ・利用許可書 ・利用報告書 ・ <input type="checkbox"/> 利用申込書 ・利用許可書 ・利用報告書	使用のつど 使用のつど	10年間 10年間	
第38条 原子炉燃料体の変更	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	変更のつど	10年間	総務班長	第38条 原子炉燃料体の変更	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	変更のつど	10年間	
第39条 原子炉燃料体の運搬及び仮置き	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	保管及び仮置きのつど	10年間	総務班長	第39条 原子炉燃料体の運搬及び仮置き	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	保管及び仮置きのつど	10年間	
第40条 燃料板又は原子炉燃料体の受け払い	・燃料板又は原子炉燃料体の受払記録	受渡しのつど	10年間	総務班長	第40条 燃料板又は原子炉燃料体の受け払い	・燃料板又は原子炉燃料体の受払記録	受渡しのつど	10年間	
第6章 放射性廃棄物管理					第6章 放射性廃棄物管理				
第41条 固体廃棄物の管理 第3項	・廃棄物保管庫点検記録	2回/年	10年間	総務班長	第41条 固体廃棄物の管理 第3項	・廃棄物保管庫点検記録	2回/年	10年間	法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>		第5項、第6項	・ <u>固体廃棄物の管理区域外への運搬記録</u>	<u>運搬のつど</u>	<u>10年間</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>		第7項～第10項	・ <u>固体廃棄物の事業所外廃棄の記録</u>	<u>廃棄のつど</u>	<u>10年間</u>	
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>		第41条の2 <u>放射性廃棄物ではない廃棄物の管理</u>				法令及び規則の改正に伴う記載の追加に

変更前					変更後					変更の理由
第42条 液体廃棄物の管理 第3項	・採水法による廃水中放射性物質濃度・放出量	放出のつど	10年間	総務班長	第1項 第42条 液体廃棄物の管理 第3項	・放射性廃棄物ではない廃棄物の判断記録 ・採水法による廃水中放射性物質濃度・放出量	廃棄のつど 放出のつど	廃棄完了まで 10年間		伴う変更
第7章 放射線管理 (記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)		第7章 放射線管理 第44条 管理区域の設定及び解除 第3項	・管理区域設定解除等記録	設定又は解除のつど	10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)		第44条の2 管理区域内における区域区分 第3項	・区域区分変更等記録	変更のつど	10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)		第47条 管理区域等の標識等 第1項～第3項	・管理区域等の標識確認記録	確認のつど	10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
第48条 放射線業務従事者等と一時立入者 第1～2項	・原子炉施設の使用登録者一覧	登録のつど	10年間	総務班長	第48条 放射線業務従事者等と一時立入者 第1～2項	・原子炉施設の使用登録者一覧	登録のつど	10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
第3項	・原子炉施設一時立入者の承認	承認のつど	10年間	総務班長	第3項	・原子炉施設一時立入者の承認	承認のつど	10年間		
第49条 管理区域の出入管理 第3項	・管理区域立入簿(放射線業務従事者) ・管理区域立入簿(一時立入者)	立入りのつど 立入りのつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第49条 管理区域の出入管理 第3項	・管理区域立入簿(放射線業務従事者) ・管理区域立入簿(一時立入者)	立入りのつど 立入りのつど	10年間 10年間		
第52条 個人被ばく線量等の測定・算定 第1項	・管理区域立入簿(放射線業務従事者) ・管理区域立入簿(一時立入者)	立入りのつど 立入りのつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第52条 個人被ばく線量等の測定・算定 第1項	・管理区域立入簿(放射線業務従事者) ・管理区域立入簿(一時立入者)	立入りのつど 立入りのつど	10年間 10年間		
第53条 個人被ばく線量の管理 第1項	・個人被ばく線量記録簿(3月間、年間、女子)	1回/月	指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長	第53条 個人被ばく線量の管理 第1項	・個人被ばく線量記録簿(3月間、年間、女子)	1回/月	指定機関に引き渡すまでの期間		
第3～4項	・作業時における放射線業務従事者の計画線量算定及び被ばく線量評価	そのつど	10年間	総務班長	第3～4項	・作業時における放射線業務従事者の計画線量算定及び被ばく線量評価	そのつど	10年間		
第54条 記録の保管等	・個人被ばく線量記録簿	1回/月	指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長	第54条 記録の保管等	・個人被ばく線量記録簿	1回/月	指定機関に引き渡すまでの期間		
第55条 放射線防護に関する確認 第2項	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	作業のつど	10年間	総務班長	第55条 放射線防護に関する確認 第2項	・装荷燃料変更作業計画書 ・作業計画承認書 ・作業報告書	作業のつど	10年間		

変更前					変更後					変更の理由
第56条 線量率等の測定 第1項	・原子炉施設内における線量測定 ・周辺監視区域内外における線量測定	1回/月 1回/月	10年間 10年間	<u>総務班長</u> <u>総務班長</u>	第56条 線量率等の測定 第1項	・原子炉施設内における線量測定 ・周辺監視区域内外における線量測定	1回/月 1回/月	10年間 10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の追加に伴う変更
第58条 周辺監視区域外における環境放射能等の測定 第1項	・周辺監視区域内外における線量測定 ・陸水中の全β放射能濃度 ・植物中の全β放射能濃度	1回/3月 1回/3月 1回/3月	10年間 10年間 10年間	<u>総務班長</u> <u>総務班長</u> <u>総務班長</u>	第58条 周辺監視区域外における環境放射能等の測定 第1項	・周辺監視区域内外における線量測定 ・陸水中の全β放射能濃度 ・植物中の全β放射能濃度	1回/3月 1回/3月 1回/3月	10年間 10年間 10年間		
第59条 放射線管理設備の管理 第1項 (第62条第1項)	・放射線管理設備定期点検報告書 ・放射線測定器の校正	1回/3月 1回/年	10年間 10年間	<u>総務班長</u> <u>総務班長</u>	第59条 放射線管理設備の管理 第1項 (第62条第1項)	・放射線管理設備定期点検報告書 ・放射線測定器の校正	1回/3月 1回/年	10年間 10年間		
第60条 防護具類の管理 第1項	・防護具点検表	2回/年	10年間	<u>総務班長</u>	第60条 防護具類の管理 第1項	・防護具点検表	2回/年	10年間		
第61条 管理区域外への物品の移動 第1項	・管理区域からの物品の持出記録	持出しのつど	10年間	<u>総務班長</u>	第61条 管理区域外への物品の移動 第1項	・管理区域からの物品の持出記録	持出しのつど	10年間		
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>		第61条の2 事業所外への運搬 第1項、第3項、第4項	・核燃料物質等の事業所外運搬記録	<u>運搬のつど</u>	<u>10年間</u>		
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>							
第8章 原子炉施設の検査、修理、改造等 第62条 施設定期自主検査 第1～2項	・施設定期自主検査報告書	検査のつど	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第63条 施設定期自主検査の実施計画 第1、2項	・施設定期自主検査実施計画	計画のつど	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第64条 施設臨時自主検査 第1項	・施設臨時自主検査命令書	その都度	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第2項	・施設臨時自主検査指示書	そのつど	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第3項	・施設臨時自主検査実施計画	計画のつど	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第4項	・施設臨時自主検査報告書	検査のつど	10年間	<u>総務班長</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第65条 原子炉施設の改造等 第1、2項	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間	<u>総務班長</u>	第65条 原子炉施設の改造等 第1、2項	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間		法令及び規則の改正に伴う記載の削除、以下この章において同じ。

変更前					変更後					変更の理由
項目	内容	頻度	期間	担当者	項目	内容	頻度	期間	担当者	
第66条 修理等	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間	総務班長	第66条 修理等	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間		
第67条 修理後の措置	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間	総務班長	第67条 修理後の措置	・原子炉の修理及び改造の記録	そのつど	10年間		
第9章 原子炉施設の利用 第69条 利用の許可 第1、2項	・研究計画申請書 ・施設利用申込書 ・原子炉施設の使用登録者一覧	年度はじめ 年度はじめ 1回/年	10年間 10年間 10年間	総務班長 総務班長 総務班長	第9章 原子炉施設の利用 第69条 利用の許可 第1、2項	・研究計画申請書 ・施設利用申込書 ・原子炉施設の使用登録者一覧	年度はじめ 年度はじめ 1回/年	10年間 10年間 10年間		
第3項	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書	申込のつど 申込のつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第3項	・原子炉利用・運転申込書 ・運転許可書	申込のつど 申込のつど	10年間 10年間		
第10章 非常事態における措置 第73条 非常事態対策組織	・防災管理組織表	指名のつど	次の指名までの期間	総務班長	第10章 非常事態における措置 第73条 非常事態対策組織	・防災管理組織表	指名のつど	次の指名までの期間		
第11章 保安教育 第82条 保安教育計画の策定	・保安教育実施計画書	年度ごと	3年間	総務班長	第11章 保安教育 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第83条 放射線業務従事者の保安教育	・保安教育実施記録(放射線業務従事者)	実施のつど	3年間	総務班長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第84条 一時立入者の保安教育	・保安教育実施記録(一時立入者)	実施のつど	3年間	総務班長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第85条 警備員の保安教育	・保安教育実施記録(警備員)	実施のつど	3年間	総務班長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第85条の2 放射線業務従事者以外の従業者の保安教育	・保安教育実施記録(放射線業務従事者以外の従業者)	実施のつど	3年間	総務班長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
第86条 非常事態教育訓練	・非常事態訓練実施記録	1回/年	10年間	総務班長	第86条 非常事態教育訓練	・非常事態訓練実施記録	1回/年	10年間		
第12章 健康管理 第87条 健康診断	・健康診断個人票	1回/年(学生) 2回/年(教職員)	指定機関に引き渡すまでの期間	総務班長	第12章 健康管理 第87条 健康診断	・健康診断個人票	1回/年(学生) 2回/年(教職員)	指定機関に引き渡すまでの期間		
第14章 原子炉施設の定期的な評価 第96条 定期評価実施計画	・保安活動評価実施計画書 ・経年変化評価実施計画書	策定のつど 策定のつど	10年間 10年間	総務班長 総務班長	第14章 原子炉施設の定期的な評価 第96条 定期評価実施計画	・保安活動評価実施計画書 ・経年変化評価実施計画書	策定のつど 策定のつど	10年間 10年間		
第98条 保安活動に関する評価結果の尊重	・保安活動改善計画書	策定のつど	10年間	総務班長	第98条 保安活動に関する評価結果の尊重	・保安活動改善計画書	策定のつど	10年間		
第15章 記録及び報告 第101条 故障等の報告	・事故故障等の報告	そのつど	原子炉の解体までの期間	総務班長	第15章 記録及び報告 第101条 故障等の報告	・事故故障等の報告	そのつど	<u>廃止措置の終了の確認を受けるまでの期間</u>		

法令及び規則の改正に伴う記載の削除、以下この章において同じ。

法令及び規則の改正に伴う記載の変更

変更前	変更後	変更の理由												
	<p data-bbox="1003 236 1825 300"><u>表 1 9 試験炉規則第 3 条の 2 の四及び第 3 条の 1 0 に基づく記録（第 1 0 0 条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 300 1800 496"> <thead> <tr> <th data-bbox="1003 300 1236 320">記録事項</th> <th data-bbox="1236 300 1469 320">記録の名称</th> <th data-bbox="1469 300 1626 320">記録の頻度</th> <th data-bbox="1626 300 1800 320">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1003 320 1236 411">1. 使用前事業者検査の結果の記録</td> <td data-bbox="1236 320 1469 411">使用前事業者検査記録</td> <td data-bbox="1469 320 1626 411">検査のつど</td> <td data-bbox="1626 320 1800 411">当該使用前事業者検査に係る試験研究用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 411 1236 496">2. 定期事業者検査の結果の記録</td> <td data-bbox="1236 411 1469 496">定期事業者検査記録</td> <td data-bbox="1469 411 1626 496">検査のつど</td> <td data-bbox="1626 411 1800 496">その試験研究用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果の記録	使用前事業者検査記録	検査のつど	当該使用前事業者検査に係る試験研究用原子炉施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果の記録	定期事業者検査記録	検査のつど	その試験研究用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	<p data-bbox="1852 236 2078 300">法令及び規則の改正に伴う記載の追加</p>
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間											
1. 使用前事業者検査の結果の記録	使用前事業者検査記録	検査のつど	当該使用前事業者検査に係る試験研究用原子炉施設の存続する期間											
2. 定期事業者検査の結果の記録	定期事業者検査記録	検査のつど	その試験研究用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間											

【品質マネジメント計画】

1 目的

本品質マネジメント計画は、原子力研究所における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメント計画は、原子力研究所の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメント計画書における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに関係法令による。

4 原子力安全のための品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

- (1) 原子力研究所は、原子力の安全の確保に与える重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施すると共に、そのマネジメントシステムの実効性を維持するため継続的な改善をする。重要度に応じた取扱いにおいては、(3) の事項を含め、品質マネジメントシステムの中で定める。図 4.1-1 に品質マネジメントシステムの概念図を示す。
- (2) 原子力研究所は、次の事項を実施する。
 - a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。
 - b) これらのプロセスの順序及び相互関係を明確にする。
 - c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な判断基準及び方法（保安活動や原子力施設の状況を示す指標（以下単に「指標」という。）を含む。）を明確にする。
 - d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。
 - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。ただし、監視測定及び測定することが困難な場合は、この限りではない。
 - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
 - g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。
 - h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。
 - i) 原子力施設の原子力の安全に係る対策とセキュリティ対策が互いに与える潜在的な影響を特定し、解決する。

- j) 健全な安全文化を育成し維持するための活動を推進する。
- (3) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムにおいて、原子力の安全の確保に与える重要度に応じて以下のグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。
 - a) 原子炉施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - b) 原子炉施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響
- (4) 原子力研究所は、関係法令を遵守すると共に、これらのプロセスをこの規程の要求事項に従って運営管理しなければならない。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力研究所が決めた場合には、原子力研究所はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、原子力研究所の品質マネジメントシステム(7.4 調達)の中で定める。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、次の事項を含める。また、図 4.2.1-1 に品質マネジメントシステム文書体系図を示す。なお、品質保証活動を行う上で必要とされる文書は、別途定める文書で明確にする。

- a) 品質方針及び品質目標
- b) 本品質マネジメント計画書（品質マニュアルとして定める。）
- c) 本品質マネジメント計画書の要求に基づき作成する文書及び記録
- d) 原子力研究所内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、c)以外に原子力研究所が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録

4.2.2 品質マニュアル

原子力研究所は、次の事項を含む品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じて見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、本品質マネジメント計画書を作成する。

- a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む）
- b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報
- d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

4.2.3 文書管理

- (1) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。

- (2) 原子力研究所は次の活動に必要な文書を規定するために文書管理規則を定め、これに従い保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。
- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
 - b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、必要に応じて更新し、その更新を文書作成時と同様の手続で改訂を承認する。
 - c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために原子力研究所が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。
 - h) 品質マネジメント文書の妥当性の確認及び定期的な見直しを行う場合は、妥当性の確認及び定期的な見直しの対象となる保安活動を実施する者を参画させる。
 - i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成に使用した根拠等が確認できるようにする。

4.2.4 記録の管理

- (1) 原子力研究所は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 原子力研究所は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、品質記録管理規則を定める。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものでなければならない。

5 経営者の責任

5.1 経営者のコミットメント

理事長は、品質マネジメントシステムの構築、実施及びにその実効性の確保に原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って確実に実行していることを、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項の遵守及び原子力安全を確保することの重要性を組織全体に周知する。
- b) 品質方針を設定する。
- c) 品質目標が設定されることを確実にする。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 品質マネジメントシステムの確立及び維持に必要な資源が使用できることを確実にする。
- f) 全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにする。
- g) 保安活動に関して、担当する業務を適切に遂行する義務と業務について説明する責任があることを要員に認識させる。
- h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力安全の重視

理事長は、原子力安全を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子力施設が原子力の安全に係る要求事項に適合し、かつ原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実に確保されるようにする(7.2.1 及び 8.2.1 参照)。

5.3 品質方針

理事長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 原子力研究所の目的及び状況に対して適切である。
- b) 要求事項への適合、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針(関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための方針を含む。)と整合がとれたものである。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3) b)参照)が設定されていることを確実にする。

また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1 (3)参照)が作成されていることを確実にする。

- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

理事長は、マネジメントシステムの計画について、次の事項を確実にする。

- (1) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。
 - a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)
 - b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
 - c) 資源の利用可能性
 - d) 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

理事長は、部門及び要員の責任(説明責任を含む)と権限並びに相互関係を定めるために、

品質組織（責任及び権限）管理規則を定め、組織全体に周知されていることを確実にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1 参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。図 5.5.1-1 に品質マネジメントシステム組織の概略図を示す。

5.5.2 管理責任者

理事長は、所長を管理責任者として任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
- b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
- c) 原子力研究所全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5.5.3 管理者

- (1) 理事長は、5.5.1 に定める管理者に当該管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。

また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4 参照)に管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
 - b) 業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。
 - c) 成果を含む実施状況について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。
 - d) 関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための活動を促進する。
- (2) 管理者は、第 1 項に規定する責任及び権限の範囲において原子力安全のための、リーダーシップを発揮し以下の事項を確実に実施しなければならない。
 - a) 品質目標を設定し、業務の実績に関する評価及び改善をレビューする。
 - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。
 - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、安全に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。
 - e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
 - (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。

5.5.4 内部コミュニケーション

理事長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にするため、また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にするため、品質管理会議及び次の委員会の活用を図るとともに、理事長は、マネジ

メントレビューを通じて、原子炉施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。

- a) 原子力研究所利用・管理委員会
- b) 原子炉施設安全委員会
- c) 品質監査委員会
- d) 定期評価委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 理事長は、原子力研究所の組織の品質マネジメントシステムが、継続して、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムのレビューを行う。
- (2) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を、維持する(4.2.4 参照)。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

管理責任者はマネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 内部監査の結果
- b) 組織の外部の者からの意見
- c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果
- d) 不適合並びに未然防止処置及び是正処置の状況
- e) 安全文化を育成するための活動の実施状況
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案
- j) 資源の妥当性
- k) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) 理事長はマネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含め、管理責任者に必要な改善を指示する。
 - a) 品質マネジメントシステムの有効性及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - b) 業務の計画及び実施に係る保安活動の改善
 - c) 品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成及び維持に関する改善
- (2) 前項のマネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。

(3) 管理責任者は、第一項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。

6 資源の運用管理

6.1 資源の確保

原子力研究所は、必要な次に掲げる資源を明確にし、これを確保する。

- (1) 人的資源（要員の力量）
- (2) インフラストラクチャー（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

6.2 人的資源

6.2.1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として、要件を満たしていることをもってその力量が実証された者を充てる。

なお、外部から要員を確保する場合には、業務の範囲及び必要な力量をプロセスの中で明確にすることを確実にする。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

原子力研究所は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要性に応じて、次の事項を実施する。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他必要な力量を有する要員の新たな配置等の処置を行う。
- c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。
- d) 原子力研究所の要員が、自らの活動について次の事項を認識することを確実にする。
 - イ) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - ロ) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - ハ) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。

6.3 インフラストラクチャー

原子力研究所は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、維持する。

6.4 作業環境

原子力研究所は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。

7 業務の計画及び実施

7.1 業務に必要なプロセスの計画

- (1) 原子力研究所は、業務に必要なプロセスについて計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1 参照)。
- (3) 原子力研究所は、個別業務計画の策定及び計画の変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
 - a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な措置を含む。）
 - b) 個別業務又は原子力施設に対する品質目標及び要求事項
 - c) 個別業務又は原子力施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性
 - d) その業務・原子力施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)
- (4) この計画のアウトプットは、個別業務の作業方法及び組織の運営方法に適した形式とする。

7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化

原子力研究所は、次の事項を明確にする。

- a) 業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 原子力研究所は、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
 - a) 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 原子力研究所が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (4) 業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力研究所は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

原子力研究所は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るために、

原子炉施設安全委員会を活用する等、効果的な方法を明確にし、実施する。

7.3 設計・開発

原子力研究所は、以下の事項を設計・開発管理規則に定め、これに従い設計・開発プロセスを管理する。

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 原子力研究所は、原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。
- (2) 設計・開発の計画において、原子力研究所は、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
 - c) 設計・開発に関する責任（本品質マネジメント計画に基づく活動の内容についての説明責任を含む）及び権限
 - d) 設計開発に必要な組織内部及び外部の資源
- (3) 原子力研究所は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 原子力研究所は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に改訂する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子力研究所は、原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4.2.4 参照)。インプットには、次の事項を含める。
 - a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用される法令・規制要求事項
 - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子力研究所は、原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないものとする。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施（原子力施設の使用を含む）に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 原子力研究所は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録及び必要な措置を講じた場合には、その記録を維持する (4.2.4 参照)。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 原子力研究所は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施する。この検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 原子力研究所は、結果として得られる原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。
- (2) 原子力研究所は、実行可能な場合にはいつでも、原子力施設の使用前にあらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (3) 原子力研究所は、妥当性確認の結果の記録及び必要な措置を講じた場合には、その記録を維持する (4.2.4 参照)。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 原子力研究所は、設計・開発の変更を行った場合は、変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。
- (2) 原子力研究所は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 原子力研究所は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素及び関連する施設に及ぼす影響の評価 (当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。) を含める。
- (4) 原子力研究所は、変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

原子力研究所は、以下の事項を調達管理規則に定め、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。

- (1) 原子力研究所は、規定された調達要求事項に、調達の対象となる業務・原子力施設（以下「調達製品」という。）が適合することを確実にする。
- (2) 原子力研究所は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 原子力研究所は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (5) 原子力研究所は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。
- (6) 原子力研究所は、一般産業向けの工業品として製造された設備、機器、部品等の調達品を原子力施設に使用する場合、重要度に応じた管理の方法及び程度を定め、当該供給者と相互に確認する。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 原子力研究所は、調達要求事項では調達物品等要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
 - a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
 - e) 健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 一般産業向けの工業品として製造された調達物品等を原子力施設に使用するに当たり必要な要求事項
 - g) その他調達物品等に関し必要な事項
- (2) 原子力研究所は、供給者の工場等で検査を行う際に、供給者に対し、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを調達要求事項の中で明確にする。
- (3) 原子力研究所は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 原子力研究所は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 原子力研究所は、調達物品等（一般産業向けの工業品を含む。）が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施

する。

- (2) 原子力研究所が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力研究所は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7.5 業務の実施

7.5.1 業務の実施の管理

原子力研究所は、業務の実施を計画し、管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順書等が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが定められた手順で実施されている。

7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 原子力研究所は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力研究所は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 原子力研究所は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 原子力研究所は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認及び要員の適格性確認
 - c) 所定の方法及び手順の適用
 - d) 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)
 - e) 妥当性の再確認
- (4) 原子力研究所は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理しなければならない。

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 原子力研究所は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全プロセスにおいて適切な手段で業務・原子力施設を識別し管理する。
- (2) 原子力研究所は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。

7.5.4 組織外の所有物

原子力研究所は、原子力研究所の外部の所有物について、それが原子力研究所の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。

7.5.5 調達製品の保存

原子力研究所は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 原子力研究所は、業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
- (2) 原子力研究所は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
 - f) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力研究所は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。
 - g) 原子力研究所は、その機器及び影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。
 - h) 校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (4) 規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初の使用に先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8 評価及び改善

8.1 一般

- (1) 原子力研究所は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。

なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。

 - a) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を入手し、監視する。
- (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映し、要員が情報を入手できるようにする。

8.2.2 内部監査

- (1) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。内部監査は、客観的な評価を行う部門その他の体制により実施する。
 - a) 品質マネジメントシステムが、個別業務計画(安全文化の育成計画を含む。7.1 参照)に適合しているか、規則並びにこの規程の要求事項に適合しているか及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 原子力研究所は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定し、監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。
- (3) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
- (4) 原子力研究所は、内部監査に関わる管理者及び要員に、自らの管理下にある業務に関する内部監査をさせない。
- (5) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を内部監査規則で規定し、監査及びその結果の記録は、維持する(4.2.4 参照)。
- (6) 監査された領域に責任を有する管理者に監査の結果を通知する。
- (7) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去並びに安全文化の劣化兆候とその対策のために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 原子力研究所は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法によりこれを行う。

この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係わる不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。

 - a) 監視及び測定の時期
 - b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法
- (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。

- (3) 監視測定の方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (4) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正および是正処置を行う。
- (5) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、改善の機会を得るため、プロセスの監視及び測定として、自己評価を実施し、その結果に基づき、保安活動の改善のための必要な措置を講じる。

8.2.4 検査及び試験

原子力研究所は、原子炉等規制法に基づき事業者が行う使用前事業者検査等を行う場合の検査体制（独立検査組織）を整備し、事業者検査責任者を指名する。また、原子力研究所は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。

- (1) 原子力研究所は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、原子力施設の検査及び試験を行う。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。
- (2) 原子力研究所は、業務及び原子力施設の安全に対する重要度に応じて使用前事業者検査等を行う者を定める。この場合において、原子力研究所は使用前事業者検査等試験を行う者の独立性を、当該原子力施設の安全に対する重要度に応じて確保しなければならない。
- (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4 参照)。
- (4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転を行わない。ただし、当該の権限をもつ者が個別業務の計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。

8.3 不適合管理

- (1) 原子力研究所は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、不適合管理規則を作成する。
- (3) 該当する場合には、原子力研究所は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合を除去するために修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。

- (6) 所長は、原子炉施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理規則に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。
- (7) 室長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 原子力研究所は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価（この評価には、中長期的な視点に立脚して行われる「原子炉施設の安全性向上のための評価」も含まれる。）するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1 参照)
 - b) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8.2.3 及び 8.2.4 参照)
 - c) プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(8.2.3 及び 8.2.4 参照)
 - d) 供給者の能力 (7.4 参照)

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

原子力研究所は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8.5.2 是正処置

原子力研究所は、不適合の再発その他の事象の発生を防止するため、事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次の事項について、速やかに適切な是正処置を採らなければならない。

- (1) その不適合の原因を除去するための処置を採る必要性を、次に定めるところにより、評価しなければならない。次の事項に関する要求事項（附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、是正処置・未然防止処置管理規則を作成する。
 - a) 不適合のレビュー及び分析
 - b) 不適合の原因(関連する要因を含む。)の特定
 - c) 原子力研究所は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) 講じた処置の結果の記録(4.2.4 参照)
 - f) 講じた是正処置の有効性のレビュー
 - g) 類似の不適合の有無又はそれが発生する可能性の明確化
 - h) 必要な場合には、計画策定段階で決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
 - i) 必要な場合には、品質マネジメントシステムの変更を行う
 - j) 原子力の安全に影響を及ぼすものについては、根本的な原因を究明するために行う分析

を、手順を確立した上で行う

8.5.3 未然防止処置

- (1) 原子力研究所は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を定める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含まれる。
- (2) 未然防止処置は、自らの組織で起こり得る問題の影響(不適合の重要性)に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項（附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、是正処置・未然防止処置管理規則を作成する。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合の発生を未然防止するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) 講じた処置の結果の記録(4.2.4 参照)
 - e) 講じた未然防止処置の実効性のレビュー

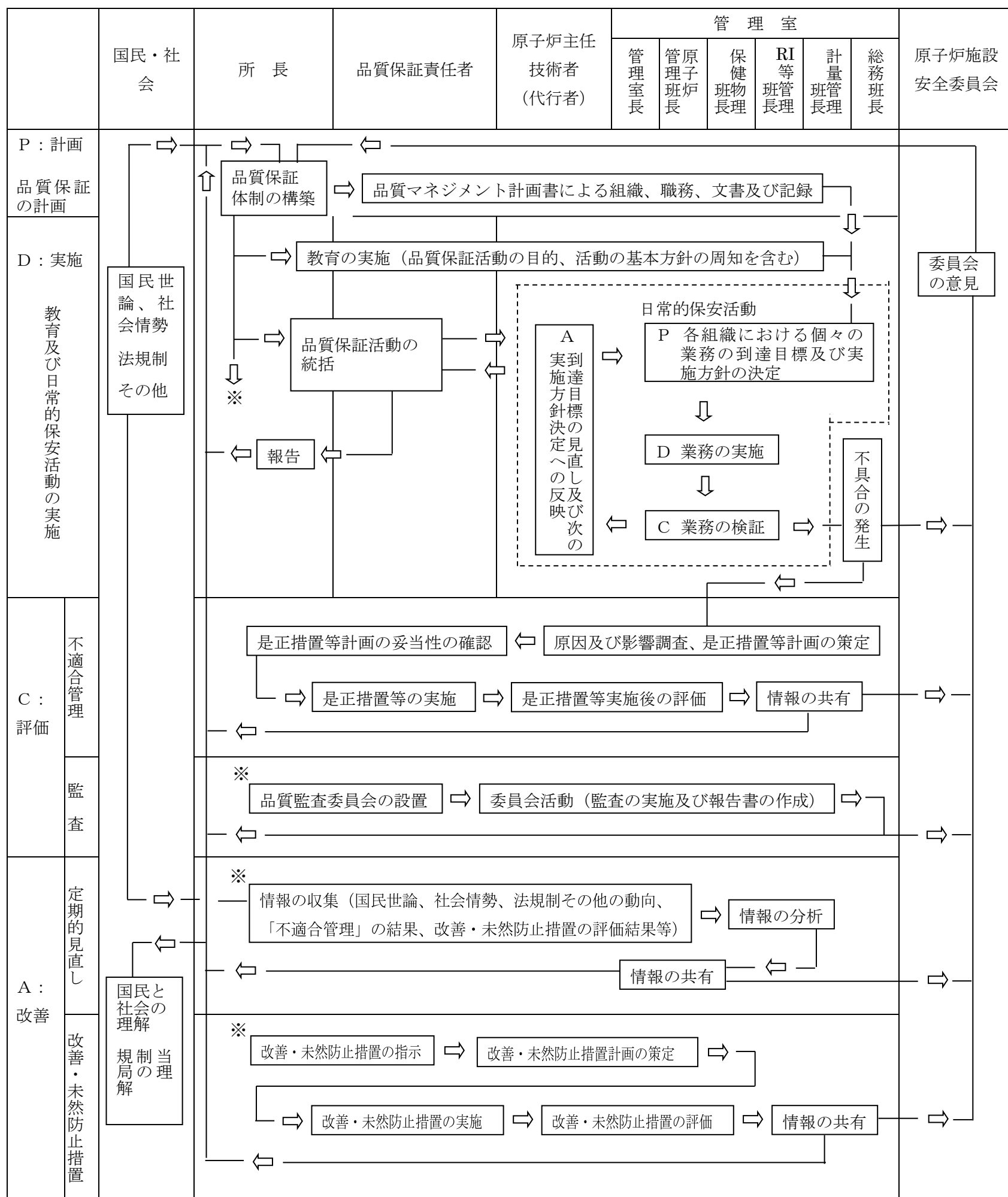
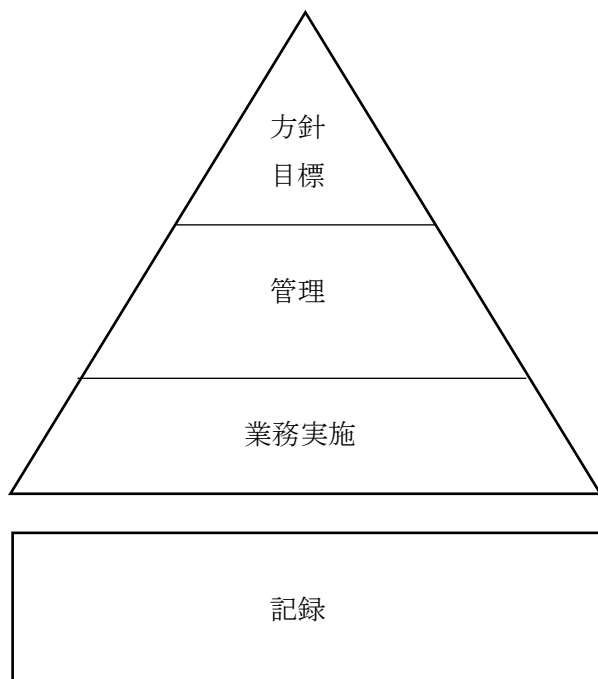


図 4.1-1 品質マネジメントシステムの概念図



⇒ ・文書の例

⇒品質マネジメント計画書

保安規定

(一次文書に相当)

⇒マネジメント文書 (二次文書に相当)

— 規則、要領

⇒ 詳細な業務及び作業文書 (三次文書に相当)

— 要領、手順、作業指示書、図面等

図 4.2.1-1 品質マネジメントシステム文書体系図

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
4.2.2	文書管理	文書管理規則	所長	02-001
4.2.3	記録の管理	品質記録管理規則	所長	02-002
5.3	品質方針	近畿大学原子力研究所 理事長方針	理事長	01-002
5.4.1	品質目標	品質目標管理規則	所長	02-009
5.5.1	責任及び権限	品質組織（責任と権限）管理規則	所長	02-003
5.6.1	マネジメントレビュー	品質マネジメントシステムに対するマネジメントレビュー実施規則	所長	02-010
7.3	設計・開発	設計・開発管理規則	所長	02-004
7.4	調達	調達管理規則	所長	02-005
8.2.1	組織の外部の者の意見	品質保証活動情報収集規則	所長	02-011
8.2.2	内部監査	内部監査規則	所長	02-006
8.3	不適合管理	不適合管理規則	所長	02-007
8.5.2	是正処置	是正処置・未然防止処置管理規則	所長	02-008
8.5.3	未然防止処置			

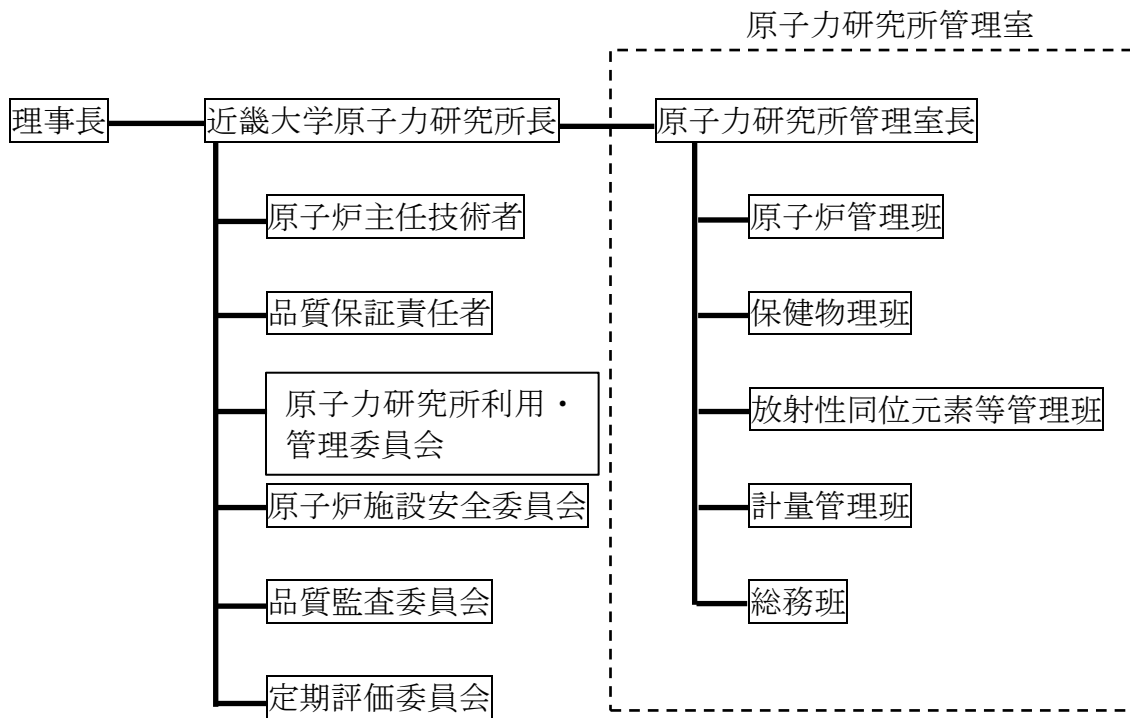


図 5.5.1-1 品質マネジメントシステム組織の概略図